
平成21年第3回南丹市議会9月定例会会議録（第4日）

平成21年9月10日（木曜日）

議事日程（第4号）

平成21年9月10日 午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第102号から議案第113号まで、議案第125号（質疑、付託）
- 日程第3 議案第114号から議案第124号まで
（質疑、決算特別委員会設置、付託）
- 日程第4 請願審査について（付託）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第3 議案第102号 南丹市税条例の一部改正について（市長提出）
- 議案第103号 南丹市日吉野外ステージ条例の廃止について（市長提出）
- 議案第104号 南丹市社会体育施設条例の一部改正について（市長提出）
- 議案第105号 平成21年度南丹市一般会計補正予算（第3号）（市長提出）
- 議案第106号 平成21年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）（市長提出）
- 議案第107号 平成21年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
（市長提出）
- 議案第108号 平成21年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
（市長提出）
- 議案第109号 平成21年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算
（第1号）（市長提出）
- 議案第110号 平成21年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
（市長提出）
- 議案第111号 平成21年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
（市長提出）
- 議案第112号 平成21年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第2号）
（市長提出）
- 議案第113号 平成21年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第2号）（市長提出）
- 議案第125号 南丹市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

- (市長提出)
- 日程第4 議案第114号 平成20年度南丹市一般会計歳入歳出決算認定について
(市長提出)
- 議案第115号 平成20年度南丹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(市長提出)
- 議案第116号 平成20年度南丹市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
(市長提出)
- 議案第117号 平成20年度南丹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(市長提出)
- 議案第118号 平成20年度南丹市市営バス運行事業特別会計歳入歳出決算認定について
(市長提出)
- 議案第119号 平成20年度南丹市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(市長提出)
- 議案第120号 平成20年度南丹市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(市長提出)
- 議案第121号 平成20年度南丹市商品券事業特別会計歳入歳出決算認定について
(市長提出)
- 議案第122号 平成20年度南丹市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
(市長提出)
- 議案第123号 平成20年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
(市長提出)
- 議案第124号 平成20年度南丹市上水道事業会計決算認定について
(市長提出)

日程第4 請願審査について

出席議員（25名）

1番 仲 絹 枝	2番 大 面 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 為 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 中 川 幸 朗	9番 小 中 昭
11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日出夫	13番 矢 野 康 弘
14番 森 嘉 三	15番 仲 村 学	16番 外 田 誠
17番 中 井 榮 樹	18番 面 村 則 夫	19番 井 尻 治
20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治	22番 高 橋 芳 治
23番 八 木 眞	24番 村 田 正 夫	25番 谷 義 治
26番 吉 田 繁 治		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝山 秀良	局長 補佐	森 雅克
主 任	西田 紀子	主 任	安木 裕一郎

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	岸 上 吉 治
教 育 長	牧 野 修	参 与	國 府 正 典
参 与	浅 野 敏 昭	参 与	中 島 三 夫
総合政策担当部長 兼総合政策室長	大 野 光 博	総 務 部 長	松 田 清 孝
企画管理部長	上 原 文 和	市 民 部 長	西 村 良 平
福 祉 部 長 兼福祉事務所長	永 塚 則 昭	農 林 商 工 部 長	神 田 衛
土木建築部長	山 内 明	上 下 水 道 部 長	井 上 修 男
教 育 次 長	東 野 裕 和	会 計 管 理 者	小 寺 貞 明

午前10時00分開議

○議長（吉田 繁治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は25名であります。

定足数に達しておりますので、これより9月定例会を再開して本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（吉田 繁治君） それでは、ただちに日程に入ります。

日程第1「一般質問」を行います。

まず、最初に7番、橋本尊文議員の発言を許します。

橋本議員。

○議員（7番 橋本 尊文君） 皆さん、おはようございます。議席7番の橋本尊文でございます。議長の許可を得ましたので、通告にしたがいまして、質問をさせていただきます。私が議員の任務を受けましてから4年目を迎えて、定例議会も、今回で15回目となりました。一般質問は14回とり行われてまいりましたが、私は、今回も含めまして12回に発言をさしていただき、様々な問題を様々な角度から質問、あるいは問題提起をさしていただきました。住民の方々の思い、願いといったものを市政に、行政

に伝えていくということは、議員の重大な責務であるとの考え方のもとに、最大限の努力を重ねてまいりました。私の4年間の任期も終わりが近づいてまいりましたので、今日までの活動の整理の意味も込めまして、再度質問をさせていただきたいと思っております。

まずは、精神障害者に対する行政の取り組みについてであります。

平成18年4月に三障害の一元化、利用者本位のサービス体系の再編、就労支援の強化、障害者の自立した生活支援を目的として、障害者自立支援法が施行をされました。平成19年には、法の抜本的見直しに向けた緊急措置として、利用者の負担の軽減や事業者の経営の安定に向けた激変緩和措置が講じられていますが、抜本的な、根本的な解決には至らず、様々な課題が露呈をしてくるきております。このような中で南丹市では、平成21年3月に第2期障害者福祉計画を策定をし、良質な障害福祉のサービスの確保、地域生活支援事業の整備・充実。また、新たなサービス体系への移行が終了する23年度に向けた目標値の設定などの計画の概要を定め、事業遂行をしてくるきています。しかしながら、今日までの活動の中で、精神障害者に対する施策の立ち遅れがあることは、否めない事実であります。特に、園部町での施設、環境面での不備が顕著であります。グループホームは、定員5名の「つぼみ」という民間の賃貸施設1施設のみであり、老朽化も進み、不便を極めています。また、この施設は、無認可のNPO法人ということで、ボランティア活動の方々を支えられながら細々と運営がされています。平成23年に向けた国の設定目標には、入院中の精神障害のある方々の地域生活への移行が重点目標とされています。グループホームは、その受け皿の一つであるわけではありますが、この施設は、その機能を果たすことが十分にできていないと思われれます。平成20年度6月に設立されました南丹地区自立支援協議会における議論の中でも、自立できる支援体制の充実への課題として、グループホーム不足の解消、市営住宅への障害者枠の設置、グループホームの家賃補てんが述べられ、厳しい現実といったものを指摘をしてくるきています。園部町での精神障害者福祉サービス事業所は、定員20名の共同作業所がありますが、入所条件もあり、希望者全員が入ることができないとのことでもあります。その上に、この建物も民間の賃貸物件であり、手狭な上に老朽化の進行も著しいものがございます。運営主体も無認可であると伺っております。グループホーム共同作業所、ともに設備・運営に劣悪な環境が強いられています。この現状に対する市長の認識と今後の対応について、伺いたいと思っております。

次に、精神障害者家族の会の活動に対する支援についてであります。

家族の方々には、精神障害者への社会の偏見といったものを恐れ、世間の目を気にしながら生活することが多かったわけでもありますけれども、今回、自らこの問題を社会に強く発信し、理解と協力を求めることを強く願い、憩いの家設立に向けて準備に入りました。その目的は、精神障害者のくつろぎの場をつくること。一般市民に精神障害についての理解と偏見を払拭をする場づくり。精神障害者の退院促進、ひいては地域の発展に寄与することです。この活動は1年間を経過し、家族の方々の資金提供、労力奉

仕、また、行政からのチャリティー募金の支援などにより整備も進み、現在では、家族会の会合、あるいは市主催のグループワーク茶話会を月1回開催をされるところまで着実に成果をあげ、大きな前進を遂げてきております。しかし一方では、不測の事態といったものもきております。屋根に欠陥があり、大幅な補修なくしては、長期間の活用が不可能なことが判明をいたしました。家族会の方々は、民間活動の難しさと自らの力の限界を実感をさせられましたが、活動に対する熱意は、衰えることなく、強固な理念を持ち、目標実現に向けて強い意欲を保持されています。当面は、この施設を活用する一方で、さらなる活動拠点を模索する中、地域活動支援センターの早期実現を、期待をするという結論に達しました。南丹市では、現在、3カ所の地域活動支援センターが設立をされていますが、園部町では、平成22年度中に開設がされるということでもあります。しかし、その状況が全く伝わってきません。家族会にとっても大きな期待と希望を寄せる施設であり、早急な実現が求められるところでございます。状況説明とこのような活動を続ける家族会のための支援をどのように考えておられるかについて、伺いたいと思います。

2番目は、地域的課題についてであります。

私は、今日まで地域の様々な現状を訴え、問題提起をしてまいりました。通学路の問題、公民館進入路問題、公害問題、また、少子化に関する地域特区制度の導入について、信号機の設置等について等々であります。ほとんどが検討課題となっております。総合振興計画では「森・里・街がきらめくふるさと南丹市」とうたわれ、市民と行政の協働により、市民が住んで良かったと実感できるまちづくりの実現に向けての基本計画が実施をされています。その原点は、地域の連携であり、地域の活力であります。住民の思い、願いが伝わってこそ、理解と協力というものが生まれてくるものであると、私は、考えます。このような観点から、再度、市道美園小山西線の拡幅について伺います。

この市道は、美園南陽寺以北が内環状線となり、小山西以南は、国道477号線に通じる道路であり、整備は、既に完了をいたしております。小山西から美園南陽寺までが未整備区間となっております。通行量の多さは、歴然といたしており、危険性の高い道路でもあります。行政でもこのような認識のもとで、現在、栄町交差点の拡幅工事が進捗をいたしており、そのことによりまして、より一層に残されました部分の道路拡幅の必要性といったものが顕著となってきております。付近の住民の多くの方々、また、通行される市民からも、早期の拡幅といったものが強く求められています。この市道は、美園栄町、小山西3区の積年の課題でもあり、地域住民の利便性、安全な生活の確保、地域の活性化には、必要不可欠な事業であります。前回の市長答弁でも課題のある道路であるとの認識の上、栄町交差点の拡幅が完了のあと、安全確保を図ると述べられております。以後の対応について、その考えを伺いたいと思います。

3番目に、公共交通網の整備についてであります。

高齢化社会の進行が著しい南丹市では、地域交通網の整備は、喫緊の課題であり、将

来の発展にかかわる一大問題でもあります。この問題の克服なくしては、未来の展望は、開けないものであると思われま。過日、長野県飯田市に公共交通に関する視察研修を行った際、南丹市の交通網整備の方向性を示唆する参考事例であることを強く感じさせていただきました。飯田市は、公共交通総合連携計画を策定をし、市民の社会参加の機会提供、地域振興、そして、通院などの福祉対策、地球温暖化対策を目的として、地域公共交通の確保を行政の役割と定め、交通弱者の移動手段の提供、交通不便地域、交通空白地域の解消を目指しています。狭義的な意味の交通網の整備だけの観点ではなく、広い視野で住民の社会参加を促し、住みやすい地域づくりの促進をすること。そして、若者の定住、高齢者の自立した日常生活の確保を主眼として行政運営をされています。活動の方法論としては、市民、行政、事業者、その他の多様な団体が参加をする市民運動として取り組み、利用促進策を複合的に講じ、地域全体で検討を加えるとしています。また、運行形態は、全市一律の対応ではなくて、それぞれの地域特性に応じた対策を講じる。つまり朝夕の通勤・通学は市民バス、あるいは、路線バスで対応をし、日中の通院、あるいは買い物、そして、空白地域の対応は、乗り合いタクシーで補完するというふうな、役割分担を決めて市民ニーズに対応をさせようとしたしております、まさに、南丹市の公共交通対策に有効な参考事例として取りいれられることが多くあると考えます。市長の考え方、また今後、連携計画を策定し、総合的、多角的に事業遂行を行う考えがあるかについて、伺いたいと思います。

これで、私の第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田 繁治君） 橋本議員の質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） おはようございます。それでは、橋本議員のご質問にお答えをいたします。

まず、精神障害者の方々の課題につきましてのご質問をいただきました。

ご質問の中でもそれぞれの現状、また課題につきましてお話をいただいたわけでございますけれども、それぞれの施設の運営につきまして、ご関係の皆様方が日々多大なご尽力を賜っていることに、心から敬意を表し、また、感謝をいたしておるところでございます。そういった中で、まずグループホームつぼみにつきましては、平成12年に開設され、そして、平成18年からは、NPO船井ほのぼのかいさんが設置主体として運営いただいております。障害者自立支援法に基づく事業所という形になっておるわけでございます。また、園部共同作業所さんにおきましては、昭和58年に開設された施設、運営委員会が主体となって運営をいただいております。現在のところは、支援法に基づく施設には、移行をされておられません。この両施設とも既存の民家を改修し、設置されたものでありますし、相当な年数も経過しております。また、老朽化している中での運営ということで、様々な課題が生じておるといことも承知をいたしております。そういった中で、私どもも市の担当者、それぞれご関係の皆様方と日頃から連

携を取りまして、ご相談をさしていただいたりしておるのも現状でございます。また、南丹市精神保健福祉推進家族会の皆様方にも、日々ご尽力を賜っておるわけでございますけれども、活動補助等を通じて、市としても協力体制をとっておるところでございますけれども、現在、ご質問の中にもございましたように、市街地内における空き店舗を利用されての憩いの家を開設いただきまして、市としてもグループホームワークの会場としても連携し、活用いたしておるところでございます。また、ご質問のいただきましたように、屋根の課題が生じまして、一部改修では、対応ができないということで、現状のままで有効利用をしていかなければならないといったようなことで、大変お困りであるというふうなことも承知をいたしておるところでございます。それぞれの施設の運営につきまして、先ほども申しましたように、大変日々ご苦労いただいております。私どもも市といたしましても、当然、ご相談さしていただきながら、国や府の補助施策、また、それぞれの情報も提供をさしていただきながら、より良い施設になるように、市としても努力をしていかなければならないと思っておりますし、また、新たな支援ということが必要になれば、これから十分ご相談させていただいた上で、そういうような方向性も確立していかなければならないと思っております。とりわけ自立支援法の制定によりまして、大きく形態が変わってまいりました。こういった中で、京都府当局におきましても、国を上回ると言いますか、国の課題に対応するような形での、京都府におきましても、様々な措置もとっていただいております。私どもも、こういった観点も十分に踏まえながら、努力をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。特に、今、地域活動支援センターの設置につきまして障害者自立支援協議会におきましても、現在、鋭意協議、検討を進めていただいております。そういった中で、21年度中には何とか方向を決定したいというような中で、そういった中でも、まず、障害のある方だけではなく、広く市民の皆さん方と交流と憩いの場になるようにというふうな願いを込めて、協議を進めていただいております。私どもも、その行政としての役割も十分果たしていかなければならないというふうに思っております。いずれにいたしましても、この精神障害者の皆さん方を援護いただいております皆様方の思いを十分に踏まえながら、行政の場においても努力をしていかなければならないと思っておりますので、今後とものご指導や、また、ご鞭撻を賜りますことをお願いを申し上げます。

次に、市道美園小山西線の状況につきまして、ご質問の中で述べられていただきました。南丹市の都市計画街路事業、現在、園部町内で3路線と八木町内で1路線、この4路線について事業化をいたしておるところでございます。平成19年6月に内環状線の市役所前から国道9号までが供用開始しており、栄小山東町線の交差点部分につきましては、平成23年度末の完了を目指して事業を推進いたしております。美園栄町線につきましては、交通量の流れから必要性が高く、整備区画の位置づけは、高いものであるというふうに認識をいたしております。現在、整理中の路線につきましては、早期に施

行、整備事業、整備管理をし、供用開始を図っていききたいというふうに考えておるところでございます。昨日も、この都市計画道路につきましてのご議論がございました。現状にあった形で、やはり、この見直しも図ってかなければならない時期にきておるといふふうに認識しております。こういった中で、美園栄町線につきましては、先ほどのご質問でもございましたし、また、以前からのご質問でもいただいております。また、市民の皆様方からの声も大変強いものを長年にわたりいただいております。私自身もこの路線の重要性っていうのは、大変大きいものがあるというふうに思っておりますので、引き続き努力をいたしていきたい、このように考えておるところでございます。

次に、地域公共交通につきましてのご質問をいただきました。

毎議会ごとに、このバスの問題っていうのは、大きな課題ということでご質問をいただいております。こういった中で、公共交通としての地域公共交通としての整備っていうのは、まさに大きな課題であるというふうに認識をいたしておりますし、こういった中で、現在の旧町の事業を、基本的に継承をし、スクールバスを中心に運行をしておるといふ、まず、この現状の中において、この地域公共交通の充実を図る。市発足後におきましては、通院バスの確保を目的に、園部八木線の運航を19年10月から開始しております。また、明治国際医療大学附属病院への路線延長を本年8月より実施する。こういうことをしてきたわけでございますけれども、やはり抜本的な形の中で、来年春の山陰線複線化、これを契機とした新たな公共交通手段を含めての検討をしなければいけないということで、今、鋭意進めておるわけでございます。今、ご質問の中で、飯田市の事例をご紹介いただきましたが、まさに私どもにとりましても、地域振興や、また通院、そして、福祉、これまでの教育、通勤、通学だけではなく、こういった部分も含めて幅広い形でのことを考えながら、この地域公共交通というの見直していかなければならないと思っております。こういった意味で、公共交通総合連携計画というものは、大変意義のあるものだと、私も認識をいたしております。こういったことを踏まえながら、この計画を立てていくべきなのかということ、その実践についても十分検討していかなければならない。このように考えておるところでございます。いずれにいたしましても、この616平方キロという広大な市域でございますので、この生活交通を確保充実させるということは、大変難しゅうございますけれども、やはり今後の市民生活を考える上では、重要な点だというふうに認識いたしておりますので、努力をいたしてまいりたいと、このように考えておりますので、ご協力、また、ご指導賜りますことをお願い申し上げまして、答弁といたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁が終わりました。

橋本議員。

○議員（7番 橋本 尊文君） それでは、第2質問をさしていただきたいと思っております。

まず、精神障害者に対する対策について、対応についてということでございますが、私、家族の方々とお会いをする機会がございまして、話し合いをさせていただく中で、

二つのことを強く感じさせていただきました。一つは、精神障害者を持つお母さんが、そのお子さんが小さなときに行動の予測といったものが全くつかずに、夜になりますと、夫婦二人でそのお子さんの片方ずつをひもで結びながら、川の字になって寝ることが多かったということでした。このことは、誰にも言えることではなかったというふうに言われました。もう一つは、ある方が幼い頃に親から虐待を受けたわけですが、それは、ごく普通のことであるというふうに感じておりましたが、成長しましてからは、それが精神障害の病気であるということが分かり、それまでの行動については、理解をさせていただきましたが、その後の対応につきましては、なかなか難しいものもあり、苦労の連続であると。また、このことに対して、誰に相談していいか分からなかったということでした。この二つの事例から分かりますことは、やはり家族の方々の立場の弱さと、それから、行政の精神障害者に対する対応の遅れといったものではないかというふうに思います。行政は、やはり精神障害者の家族の方々の立場の弱さ、辛さといったものを認識をした中での、積極的な対応といったものが求められるところであろうかと思っております。また、グループホーム、あるいは共同作業所の件についても同じことが言えるのでは、なかろうかと思っております。障害者にとりましては、これらの施設といったのは、社会に適応していく大切な場であり、また、社会参加をする重要な場所であるわけですので。それだけに、そういった適切な環境、あるいは設備といったものが強く求められるわけであります。そこに入ろうと希望する者が、やはり、すべてが入所できるような体制をとっていただくということは、行政の責務ではなかろうかというふうに思っております。また、現在、南丹市におきましても、非常に遊んでいる施設といったものが数多くあるわけですので、そういった部分の有効利用といったものも、検討に加えていただけたらというふうに思いますので、その部分についても、お尋ねをさせていただきたいかと思っております。

それから、道路の拡幅という美園小山西線の拡幅という点につきましては、ただいま市長の答弁からもありましたように、都市計画路線として決定をされて、それなりの市としても対応をされておられますことは、理解をさせていただきますし、この道路は、地域の重要な道路でもあるわけですので。また、1点、視点を考えてみますと、この道路というのは、美山町から日吉町を通過して、園部の中心部を経まして、国道172号線に通じるという最短距離の道路でもあります。今後、大阪圏との交通アクセスの整備といったものの観点に立ちますと、非常に重要な意味を持つてくるのでは、なかろうかというふうに思います。また、南丹市の将来の発展については、役立つ道路であろうかというふうに思いますし、そういう観点での市長の考え方も伺いたいと思います。

それから、公共交通網の整備ということに関してではありますけれども、少し具体的に尋ねたいと思います。

この整備につきましては、やはり市民ニーズの的確な把握といったものが重要であろうかというふうに思います。南丹市、広大な面積を有しておりますし、それぞれ多くの

地域特性を抱えているわけですので、やはり地域事情に即した対応といったものが必要であろうかと思えます。それぞれの地域に住む住民の方々が、その生活をする上において何を考え、何を求め、また、何を不満に思っているのか。あるいは公共交通対策に対しての希望は、そして対策は、ということについての意見集約といったものも、非常に重要な事柄であろうかというふうに思えますし、現在、こういった住民の意識調査といったものは、行われてきているのか。また、今後、この意識調査、アンケート調査といった事業を行っていくかどうかについても、伺っておきたいと思えます。

それから、行政としての交通網の整備についての対策ということでございますけれども、昨今の様々な課題、問題が山積をいたしております、一つの部局だけの対応といったものは、なかなか難しい面もあろうかというふうに思えます。国政におきましても政府は、政権交代をいたしたわけございまして、新たな感覚での政治といったものがスタートしようといたしておりますし、縦割り行政から横ぐし行政というような、新たな言葉も言われるようなところでございます。南丹市におきましても、やはり、そういった発想の転換といったものを行う中で、関係部局といったものが連携を強化にする中、横断的な対応をする体制といったものも必要であろうかというふうに思えますけれども、この点についても伺っておきたいと思えます。

以上で、第2質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、精神障害者の方々の親御さんのお話も、今、ご披露いただいたわけでございますけれども、やはり、今の実態というものを市役所も、まさにご家族の皆様方と共有をさせていただく。また、そういった中で、どういうふうなことが一番有効なのか。また、どういうふうな制度、また、手段によって、そういうことが叶えられるのか。ともにご相談を十分しなければならないと思っておりますし、また、その辺でのそれぞれの事例に対する相談の体制というものを、やはりニーズにあったものを構築していかなければならないというふうに思っております。国や府のそれぞれの施策はあるわけございまして、それに対応できるもの、また、それに対応できないものは、どうしていくのかというふうな、きめ細やかな対応は、やはり日頃からの十分なご相談をさせていただくという中で構築していかなければならないというふうに思っておりますので、ただいま、ご意見をいただきましたことを踏まえて、これからも努力をしていかなければならないと思っております。

また、施設につきましても有効利用、特に、市の施設空いとるんじゃないかというご指摘でございます。こういうことも旧川辺保育所の活用につきましても、私ども実施をいたしたところでございます。また、そのニーズに合ったような形でのごことが、市の、いわゆる遊休施設なり、空き施設内でできるのか。このことにつきましても十分ご相談

をさせていただきながら、もし活用できるような部分があれば、活用していただけたら結構かと思えますし、そういうようなことも、こちら側からの情報提供も含めて、努力をしていかなければならないと思っております。いずれにしましても、それぞれの施設が、それぞれの大きな課題を抱える中で運営をしていただいております。このことを十分私どもも踏まえながら、謙虚にそのご意見をお聞きする中で、対応を検討していきたいと思っておりますので、今後とものご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、美園小山西線、この問題につきまして、私自身もこのことにつきましては、生活道路に加えてのそれぞれの延長上にございます477号、9号との接続、内環状線というふうな中で、利便性の向上を図らなければならない部分だというのは、十分認識をいたしておりますし、また、こういった中で、先ほど申しましたように、市全体としてこの都市計画道路というものの見直しということを含める中で、やはり、十分な優先順位というものも考慮しながら、早急に検討をしなければならないというふうに考えております。こういった中で、ご意見等、また、お聞かせいただけるような機会も作っていかねばいけないというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、地域公共交通につきましてのご質問をいただきました。

市民ニーズの把握、また、市役所内部における横断的な体制、これにつきましては、今日までもアンケートなんかもお聞きし、また、それぞれの地域からのご要望、また、議会でのそれぞれのご質問等も総合的に踏まえる中で、今日までも担当、一押しいたしております企画を中心に、教育、福祉等幅広い部署において連携をとりながら、この対応についても努力をいたしておるところでございます。こういった中で、今回、アンケートなりをとらないのかということなんですが、やはりこういった協議の中で、高齢者の皆さん方からのニーズというのを、もうちょっと深めてお聞きする必要があるんじゃないかということで、その方向を今、つめておる最中でございます。そのほかいろいろな観点から、市民の皆さん方の生の声と言いますか、それぞれの意見も集約していくと。これをやはり、地域公共交通の推進につなげていくということが重要なことだというふうに考えておりますので、逐次、その点につきましては、努力をいたしていきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、この課題というのは、大変大きい問題ですし、また、様々な課題もあるわけでございます。こういうことを十分踏まえながら、努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（吉田 繁治君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 尊文君） それぞれの問題に対しまして、説明を行っていただきましてありがとうございます。大変難しい問題ではありますけれども、行政といたしましても、やる気と勇気でもって対応を行っていただきたいというふうに、切にお願いをいたすところでございます。

また、精神障害者の問題につきましては、地域活動支援センターが開設をされるということでございますけれども、この点に関しましては、やはりそれらの方々にとりましては、集まりやすい場所といったものが、非常に重要な要素になってきようかというふうに思っておりますし、そういったものを考慮にさせていただきたいと。

また、センターが開設されたあとにおきましても、やはり家族の方々、障害者の方々がくつろぎの場として、また活動の拠点として、十分機能が発揮できるようなスペースといったものを、確保といったものを強く要望をさせていただきたいと思っております。いづれにいたしましても、障害者、家族の方々、あるいは、弱い立場にあるわけでございます。市民の方々の温かい眼差しとか、あるいは、心の支援といったものは、大変勇気づけられるところでございますし、活動の励ましにもなるわけでございます。今後とも応援をよろしくお願いをさせていただき、また、行政といたしましても、声なき声といったものにしっかり耳を傾けていただく中で、そういった方々の立場に立った対応といったものをよろしくお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、橋本議員の質問を終わります。

次に、5番、川勝眞一議員の発言を許します。

○議員（5番 川勝 眞一君） 議席番号5番、丹政クラブ所属、川勝眞一です。議長の許可を得ましたので、通告にしたがいまして、一般質問を行いたいと思っております。今までの同僚議員も含め、一般質問や21年度予算編成当初の丹政クラブよりの政策提言により、7月臨時議会での補正予算で、山陰本線八木駅等整備計画調査費600万円に対し、市長にお礼を申し上げます。今回は、地域防災対策、少子高齢化社会、地域経済の活性化の3点について質問を行います。同僚議員と質問が重なる点がありますが、答弁をお願いいたします。

安心・安全の地域防災対策について行います。

9月1日、防災の日であり、今月の5日に府民、行政、消防団、京都中部広域消防をはじめ、各種団体の協力により京都府総合防災訓練が行われました。1カ月前に起きた兵庫県佐用町の水害で、水路に流されるなど、18名の死亡、2名の行方不明、静岡県での震度6弱の地震で本の下敷きになり、1名が死亡されました。被害にあわれた方にお見舞い申し上げます。いざ、災害が起きたときに、防災体制のあり方についても多くの課題があるわけですが、平成19年3月に作成された、南丹市地域防災計画と平成21年3月に作成された総合防災ハザードマップに基づいて、市民の暮らしを守るために災害に向けて、どのような準備をし、どのような対策をしていくべきか。災害前、災害時、災害後の段階ごとに必要な、防災危機管理体制の強化と減災についてお伺いいたします。

南丹市は、広大な面積の中に大きな1級河川が2本あり、その関連の川が数多くあり、山が連なっています。台風、ゲリラ豪雨や地震に備える準備が必要です。万が一というときのために、洪水、土砂災害ハザードマップと、地震ハザードマップがまとめられて

います。地震の発生が想定される対象断層は、1、殿田―神吉―越畑断層、2、埴生断層、3、亀岡断層、4、花折断層帯があります。ハザードマップの使い方で、平屋小学校の全員37名とPTA、先生、市・府の職員で、夏休みを利用して、防災教育での地域の中で危険な場所の調査を行い、各地区での災害や避難について話し合い、勉強が行われました。佐用町で起きた水路に流された例もあるように、ハザードマップの活用を各地域で、自分たちの周辺での危険な場所の調査を行い、防災計画を近隣単位で行う必要があると考えます。共助の基本となる自主防災組織を自主的に結成し、安全で住み良いまちをつくるために、日頃から近隣の連帯感を深めておくことが大切です。そこで市長に、地域防災のあり方と着眼点について伺います。

防災前の教育・啓発・訓練の強化が大切です。自分自身の身は、自分で守るのが防災の基本です。常の準備と正しい知識が、有事の際に自分や家族の命、財産を守る手助けをしてくれます。これを自助と言います。防災講演や防災資料、防災訓練で、いざというときの災害に備えることが必要です。防災時、防災後は情報、避難施設、設備整備が必要です。日がたつごとに精神面やプライバシー問題が起きてきて、そうした中、正しい情報の伝達がもっと必要になってきます。以上の点を含め、災害に対しての情報、防災施設、設備整備と防災教育、啓発、訓練の強化についてお尋ねいたします。

少子高齢化社会について伺います。

子育てのまち南丹市、子育てのできる地域づくりで南丹市子育て支援条例ができ、南丹市子育て発育センターが開設し、ファミリーサポート事業など、将来を担う子供たちを育てるまちづくりが行われています。今回、民主党が子育て、教育の公約を出していますが、内容を含め、市として今後の事業の考え、進め方を伺います。逆三角形型の人口構成になっている市ですが、安心して出産、育児のできるまちとするための強化と、事業の充実と拡大方法についても伺います。

地域の子育て力を高めるために、支援者の養成強化についても伺います。

少子化対策で求められる子どもの権利と、親の働く場所の拡大についても伺いたいと思います。

子育ての中、親は、いろいろな面で心配事が多く、親を育てるための心配相談やサポート強化についても伺いたいと思います。

高齢者が安心して暮らせない社会は、誰もが安心して暮らせない社会である。誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域社会の構築を望んでいます。この厳しい社会の流れで家族機能に変化が起き、高齢者だけの住まいが増えています。地域福祉を考えたとき、防災と同じで自助・共助・公助が大切だなと感じます。高齢者が生活をしていくには、地域での共助が一番大切だと思います。気心が分かる、近所でお互いに無理のない支え合いをする。話し相手になり、気持ちを明るく持てる生活に。病気は、気からと言います。一人で家の中にいても、病院通いが増えるだけです。民生児童委員さんや地域の社会福祉委員さんが開催されている、ふれあいサロンや懇談会に参加され、皆で

話やゲーム、歌、体操で心と気持ちの豊かさを持ち、ふれあい、支え合いが必要です。そして、老後生活でできる地域づくりについて伺います。

最後に、地域経済の活性化について伺います。

J R山陰線は、八木亀岡間がこの秋に複線になります。7月の臨時議会での補正予算で、山陰本線八木駅等整備計画調査費として600万円が計上されました。今後、調査をもっと検討委員会で検討されると思いますが、八木駅は、南丹市の窓口であり、八木駅と周辺整備に伴う東口整備や西口整備に、それに南丹病院通路、河川、道路の問題があります。特に、八木駅西土地地区画整理事業はかなりの時間がかかると思われます。利用者に必要なエレベーターなどの整備が急務である。J Rと周辺住民も入った話し合いで、基本計画設計のもとに1期工事、2期工事で早く進めていただきたい。

市長に伺います。早く進めるには、どのような方法が必要かお伺いいたします。

今、どこの自治体でも、地域特産品や物産キャンペーン活動を強化推進されています。本市も京野菜をはじめ、多くの特産品を販売されています。京野菜を料理人や料理屋と一緒に、地域ブランド品として、違った方法で推進していただきたい。この9月23日には、京都丹波道路八木の南丹パーキングエリアで南丹市・亀岡市・京丹波が京都丹波秋の観光物産キャンペーンを実施されます。本市の地域魅力を高める地域ブランド品の推進強化について伺います。

市内には数多くの大学や専門学校があり、また京への通勤圏内でもあり、市長も4年を迎え若者が住みやすく魅力を感じるまちづくりがどのような内容で、今後どのように進めていかれるかを伺います。

以上で、第1質問を終わります。

○議長（吉田 繁治君） 川勝議員の質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは川勝眞一議員のご質問にお答えをいたします。

防災、地域防災対策につきまして、まず、ご質問をいただきました。

最近の危機管理、また防災行政を取り巻く状況、これにつきましては、議員ご指摘のとおり、数々の災害も発生する中で、ゲリラ豪雨、台風、地震といった対策。また、国の安全保障にかかわる問題や、加えて新型インフルエンザの感染防止といった面まで含めまして、大変複雑多岐にわたっております。また、そういった中で、消防活動や防災啓発、それぞれの対応につきまして、安心、そして安全というまちづくり、そして市民の皆様方の暮らしを守るという観点から、防災行政の最優先課題となっておるというふうに認識をいたしておるところでございます。また、こういった様々な課題の中で、やはり、まずは、有事の際、市の消防団の皆様方や消防、警察といった関係機関との連携をさらに強める中で、情報収集、また、それぞれの対応など、万全な体制の確立を図っていかねばならない。これがまず、私は、基本であるというふうに考えておるところでございます。先ほどご質問の中にもございましたように、大変予想をはるかに超え

た雨量が局地的に襲うということも多発いたしておる中で、こういった災害も教訓にし
ながら、市としても、避難指示、避難勧告といったこの対応。また、避難所の開設等
について、また、迅速な、対応可能な体制の確立。こういった面についても、今、地域防
災計画というのを立てておるわけでございますけれども、こういったことを教訓にして、
見直しも図っていかねばならないということで、準備を進めておるところござい
ます。先ほどのご質問の中でも、自助、共助、公助というお話もございましたけれど、
まず、市民の皆様方が、それぞれ自分の命は、自分で守る。また、それぞれの地域は自
分で守るといったようなお心構えを持っていただけるような形、また、自主防災体制組
織等の構築、それぞれの確立につきましても、市としても、それぞれ啓蒙、また、協力
をさしていただかなければならない。このように考えておるところでございます。また、
情報手段につきましても、様々な情報の手段があるわけでございますけれども、これを、
有機的に活用を図る中で情報が伝達できる。また、情報をお聞きできる、お聞きする。
こういった体制の構築、さらなる構築に努めなければならないと思っております。特に
今回、本年、南丹市ハザードマップを作成、配布をさせていただきました。それぞれの
河川氾濫時での浸水想定区域、また、土砂災害の想定箇所、地震発生時に影響を受ける
と想定されております断層の箇所、災害発生時の避難地の場所と名称なども掲載をさし
ていただいておりますわけですが、それぞれどのように、これをご活用いただくの
か。また、これについても、さらに啓蒙と申しますか、この活用についても、市役所と
しても、さらに深めていく。この努力をしていかねばならないというふうに考えて
おります。先ほどご紹介いただきましたように、京都府総合防災訓練も実施されたわけ
でございます。私も参画をさせていただきましたが、大変大規模で避難訓練、また、機
関連携訓練も実施をいただきました。それぞれ市民の多くの皆様方も、ご参画をいた
だいたわけでございます。また、市内においても、国際交流会館で展示会、展示体験コー
ナー、講演会も実施をされたところでございますが、私どもも市としての防災訓練も含
めまして、それぞれこのような啓発事業、そして、訓練等も継続的に実施していく中で、
さらなる体制の強化を図っていかねばならないと思っております。市民の皆様方の
安心・安全な生活を守るという観点に立って、この防災行政の推進に努力をいたしてま
いる所存でございますので、ご関係の皆様方のご協力や、また、ご理解を賜りますよう
にお願いを申し上げます。

次に、少子高齢化社会について、まず子育ての課題についてご質問をいただきました。

市の今日までの取り組みとして、子育て支援条例を制定させていただきました。それ
に基づきました事業を推進いたしております。ファミリーサポート事業、すこやか子育
てセンター事業の拡大もいたしておる中で、活動が徐々に定着をいたしておるわけ
ございまして、ご関係の皆様方のご理解に感謝をいたしておるところでございます。今後
も地域のボランティアの皆様方の育成などと併せて、さらに事業の拡充を図っていき
たいというふうに考えております。また、育児に課題のある家庭が増加しておるというご

指摘がございます。こういった中で、やはり子育てをいただいております親のお母さん、お父さんの養育力を支援する。こういったことも大切だということで、地域子育て支援事業、また、地域の子育てサークルなどと連携をしながら事業を行っておるわけですが、とりわけ、この相談という部分も重要な観点だと思います。こういった中での充実にも努めてまいり所存でございます。また、安心して出産ができるように、妊婦健診の公費負担の拡大、また新生児家庭をご訪問させていただいての母子生活の支援、こういったことも、きめ細かな部分での検診事業にも取り組んでおるところでございます。こういった中で、先ほどご質問の中にごございました新たなる政権の中での子育て手当の創出、また、子育て施策の充実等の提言がなさっておるわけでございますけれども、今後、具体的にどのような形で実施されるのか。こういうようなことを含めまして、十分にその動向を見極めた中で、市としての子育て支援施策の充実に、対応していかなければならないと思っております。こういった様々な点におきまして、現在、さらにこの子育て支援の充実を図るといふような方向性を持って、結婚・出産・就労・住宅、また就学前教育・保育など、幅広い分野における対策を検討するために、横断的な少子化対策プロジェクトというものを市役所内に設置をする中で、今日までの経緯も十分踏まえて、南丹市次世代育成支援後期行動計画の策定と併せて、総合的な少子化対策事業の展開を図っていきたいというふうなことで、今、努力をいたしておるところでございますけれども、また、議員の皆様方からもそれぞれ貴重なご意見や、また、ご提言も賜っておるところでございます。十分そのようなご意見、ご提言も踏まえながら、それぞれの施策の充実に努力をしていかなければならない。このように考えておるところでございますので、より一層のご指導や、また、ご意見を賜りますようお願いをいたす次第でございます。

次に、高齢者皆様方の問題につきましてご質問をいただきました。

少子高齢化の大変進展する中で、核家族の増加、一人暮らし世帯、高齢者夫婦のみのご世帯というのが大変増加しております。こういった中で、やはり高齢者の方々が可能な限り住み慣れたところで生活したいというお気持ちを、強く私も感じております。そういった中で、やはり、できるような支援、生活していただけるような支援というのを地域の皆様方との交流や、また、活動も深める中で、市役所としてどのような体制づくりをしていくのか。このことが重要であるというふうに思っております。今日までも在宅の高齢者の皆様方を対象にいたしました、公民館等を利用した閉じこもり予防、また、心身機能の維持向上を図るためのレクリエーション等の生きがい活動支援通所事業として、本年も実施中でございます。また、自立した生活を続けていただくための介護予防普及啓発事業も実施をいたしておるところでございますけれども、これからも、そういうふうな体制をさらに強めるために、関係の皆様方のご意見やご協力を賜りながら強化をし、その充実に努めていきたい。このように考えておるところでございます。

次に、八木駅舎を含めての周辺整備の推進についてのご質問をいただきました。

ご質問の中で、八木駅舎等の整備計画調査につきまして、本年度に実施をさせていただきたくてございますけれども、これに基づきまして、駅舎の改築の問題等につきましてJR西日本さんと協議を進めていく必要があるというふうに考えております。これは八木駅の西口からの利用方法。これについても、今、八木駅西土地区画整理事業についての進展等を含めて、また、それぞれの河川、道路等の進展も含めて、この協議に併せて、協議をしていく必要があるというふうに考えております。こういった中で、21年度につきましては、土地再生整備計画の策定、また総合振興計画に基づきました、八木駅周辺地域を含めた将来ビジョンを検討する中で、今後の都市計画決定に向けて努力をしていきたいというふうに思っております。今、ご質問の中で早期推進、このことが、やはり重要であるというふうなご指摘もいただいております。こういった中で、私どもも7月補正の中で、この調査事業につきまして、補正計上をさせていただいたわけでございます。早期推進を目指して、私どもも引き続き努力をいたしてまいり所存でございますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

また、地域ブランドの推進についてご質問をいただきました。

今、この南丹市域における農林水産物、これにつきましては、大変高い評価を得ておられるわけでございますし、また、それぞれの地域におきまして、この生産に、また、大変なご努力、ご尽力を賜っておられるわけでございます。こういった、また、南丹市の魅力をアピールする上で、また、地域農林水産業をはじめとする地域経済の活性化を図る上でも、大変これは、重要な要素であるというふうに考えております。総合振興計画の中でも盛り込んでおられるわけでございますけれども、南丹ブランドのほんまもんというものを確立するという意味でも、特産品の開発・流通・販売、この促進に努力することにより、しっかりと地域経済の活性化につなげていく。こういった仕組みの構築に、ご関係の皆様方とともに市役所全力をあげて取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございますので、今後とものご協力を賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

若者が住みやすく、また魅力を感じるまちづくりにする。これはやはり大きな、少子高齢化、過疎化の進行という中では、市にとっても大変重要な課題であるというふうに考えております。こういった中で、利便性の向上、また、優れた自然環境、ゆとりのある住環境、また、美しい景観など、それぞれ本市が、南丹市が持っております優位な価値をしっかりと守り、高めることが重要であるというふうに考えておりますし、また、そういった意味で交通網の整備、企業誘致などによる雇用の拡大、こういった中で、積極的な施策を進める中で、若者定住化に向けたまちづくりに、さらに取り組んでいきたいというふうに考えております。厳しい経済状況のもとでは、ございますが、あらゆる知恵を絞り、また、力を併せて、取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、今後とものご指導をお願い申し上げます。答弁といたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁が終わりました。

川勝議員。

○議員（5番 川勝 眞一君） 答弁ありがとうございました。私もこの前から防災訓練、そして、また、講演に参加させていただきまして、そういうふうな機会がなければ、なかなか自分自身防災について、持ち物とか、避難時の点検とかいうのは、なかなか行われないわけですが、私自身も持ち出すものは、今、何も用意しておりませんし、また家具の固定、そして、寝る位置もタンスの前で寝ているというふうな状況です。また、ガラスが割れるというような話を聞きまして、スリッパや、いわゆる掃除ができるものの掃除用具とかいうものも、全然準備していなくて、準備しているものと言いましたら懐中電灯とラジオ、携帯用のラジオぐらいかなという形で、自分の身の回りを感じておる次第です。変な形で、これはもう個人的なあれですので、もしくは、答弁あれでしたら結構でございますが、市長は、どのように、いわゆる防災に対して準備をされているのか、お聞きしたいなど。

それと、あと、防災訓練、先ほど話がありましたんですけど、防災訓練を各町ごとに、以前されるようなことをちょっとお聞きしましたんですけども、そのような実施計画は、あるのかどうか。それを2点お伺いして、第2質問とさせていただきますと思います。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（佐々木 稔納君） それではご質問にお答えいたします。

防災という観点で、個人的にどのようにしておるのかということでしたが、私も先だつての国崎先生の防災講演会、女性の立場に立ってということでお話をいただきまして、様々な、ただいまご質問のいただきましたようなことについて、お話をいただいたわけでございますけれども、我が身の生活を顧みますと、大変忸怩たる思いをいたしております。まさに、こういう個人的にも様々な対応というのを心掛けていかなければいけないのが、防災じゃないかというようなことを再認識いたしたところでございます。こういった中で私自身ができていないことが、たくさんあるわけでございますので、こういった観点に立って、啓蒙・啓発についても、どのような形で分かりやすく、また、市民の皆様方にもご説明させていただきながら、進めていくことが肝要であるというふうに再認識いたしたところでございます。

また、防災訓練につきましては、昨年秋に実施いたしましたわけでございますが、これは、大変、南丹市域広大な地域でもございます。こういった中で、1カ所で、同じところでやっていくのがいいのかどうかということは当初より課題でございました。やはりいろんなところで、開催する場所を変えながらやっていく必要があるんじゃないかというご指摘をいただいておりますのも、事実でございますので、今後、その開催方法につきまして、消防団の皆様方をはじめ、関係機関の皆様方と十分な協議をする中で、この訓練の実施方法につきまして、確立をしていきたいと思っております。また、こういった中で、訓練の実施というのを、やはり、どのような形でどのような規模でやっていくのかという

のも、一つの大きな課題であるというふうに認識しております。これは旧町それぞれの中で行われてきた、いわゆる水防訓練等も実施されてきた箇所もございますので、こういうことの連携も踏まえながら、どうやっていくのかというのも十分検討し、早期に実施計画を立てていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、川勝議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時30分といたします。

午前11時17分休憩

.....

午前11時29分再開

○議長（吉田 繁治君） 休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、24番、村田正夫議員の発言を許します。

村田議員。

○議員（24番 村田 正夫君） 議席番号24番、丹政クラブの村田正夫です。議長の許可を得ましたので、9月議会における一般質問を行います。

はじめの質問は、観光対策についてであります。

私は、平成18年12月議会の一般質問において、まちづくりと情報発信の中で、旧4町の個性を活かすまちづくりを提言しております。さらに観光は、美山の個性を活かした独自の施策としての特化した対応とテコ入れが必要であると。観光協会のあり方も各種団体のあて職ではなく、全国の観光地にある実動的な組織に一步進め、観光公社化も視野に入れながら、検討すべきではないかと指摘をいたしております。これに対し市長は、年間70万人以上の入り込み客を迎える美山町が、南丹市において一番大きいものがある。点では、なく、点から線、線から面へと素晴らしい魅力を最大限活用していく努力をしたい。観光協会については、ご関係の皆さんの話を聞き、また、協議を進める中で、今後の方向性を見出していきたいと、答弁いただいております。美山町には、学術的価値が高く、京都大学が演習林として借り上げている芦生原生林と、このたび、経済産業省が近代化産業遺産に指定したトロッコ道、さくら祭りやもみじ祭りで毎年賑わう大野ダム公園、文部科学省の伝統的建造物群保存地区に指定されているかやぶきの里、都市と農村交流のメッカ、美山町自然文化村、全国きき鮎大会準グランプリの美山川の鮎、歴史とロマン溢れる西の鯖街道、国土交通省の日本風景街道に指定された美山ゆらり街道、ウォーキングコースとしての読売遊歩百選と国交省全国歩きたくなる道5百選、美山ならではのエコツーリズムなど、実に多様で豊かな観光資源に恵まれています。これらを今一度、戦略的に掘り起こし、絞り込みと、それぞれの連携を目指す必要があるのではないのでしょうか。特に、芦生のトロッコ道は最も新しい指定であり、新鮮なうちに新しい観光の目玉に育てる戦術をとるべきだと考えます。既にトロッコ道は、散策や森林浴の隠れた人気スポットであり、指定にあるように、近代化産業

遺産として京都大学とも連携することによって、大いに活用を図れる可能性を秘めているはずですが、風景街道に指定された美山ゆらり街道にも言えることですが、せっかくの指定が活かしきれていないのでは、残念であり、もったいないと言えます。市民に夢と希望を与えるソフト事業への評価と意欲を高めてほしいと感じます。これは、職員の資質にも大きく左右されますので、その意欲や発想を活かし、伸ばしてやろうとする理事者の姿勢も大切になってきます。ぜひ指定というソフトを、トロッコ道というハードに落とし込んでもらいたいと強く指摘をしておきます。

また、西の鯖街道は何本ものルートがあり、ゆらり街道は36キロにも及ぶ長いものです。西のというなら、最も西の高浜から棚の坂を超えて、鶴ヶ岡、宮島の宮脇を通るルートに絞り込むのも一つの手法です。ゆらり街道は、風景街道なんですから、美山ゆらり街道十景を選定して、深掘りするなどの戦術が求められると思います。メリハリをつけることがかえってスポットを回廊化し、横断的に連携を生むことにつながるとも言えます。とにかく一味違った滞在型・体験型・癒し型の観光を攻めの姿勢で企画をする美山観光協会を作り、コントロールタワーの機能を持たせ、美山の輝きは、取りも直さず南丹市の輝きであるということを観光の面でアピールしていただきたいと思います。市長のご所見をお伺いいたします。

2点目の質問は、過疎対策についてであります。

地方の格差問題は、日本の社会問題となり、今回の衆議院選挙において大きな争点となりました。少子高齢化が進行し、地方経済が崩壊していく中で、地方の疲弊は、益々深刻なものになってきています。身近な地域を見ていて痛感いたしますのは、少子高齢化の進行や限界集落の増加です。今まで頑張っていた農地や山林の保全、地域起こし活動・ボランティア活動・市民の活動がやりたくてもできない。行きたくても行けない足腰や体になってしまっているみじめな現実です。自らの地域は、自らが守るという旺盛な住民自治意識に支えられ、その活動が評価されてきたまちづくりの力が、急速に失われつつあるのです。農村社会、共同社会の知恵と文化が、これからのわずかな時間で消滅する危機にあると言っても過言ではありません。早急に手立てが必要です。ここ最近、相次いで国や、その関係機関からの特命チームによる調査活動が美山町に入ってきています。元三重県知事で早稲田大学大学院北川正恭教授の学生たちが、京都講座と名付けたフィールドワークで2日間、鶴ヶ岡振興会や柄の里、タナセンなどで住民自治、協働について調査研究を実施いたしました。また、農林水産省農村振興局の農村政策部長や近畿農政局農村計画部長などが、南丹市美山町における新たな農山漁村活性化に関する意見交換会と題し、村おこしの取り組みと課題や地域振興会について、視察と意見交換会が行われました。農水省は、現行の中山間地域等直接支払制度や、農地・水・環境保全向上対策を補う新たな支援の対策として検討している、地域マネジメント法人の考え方を提示いたしております。タナセンのような小学校区単位の組織、地域生産法人などを認定、集落機能維持の生活支援サービスや環境保全活動への支援を検討しています。

国土交通省は、高齢化が進む過疎集落の活性化を目的に、地域住民に代わって計画づくりをする派遣事業や、人材養成事業を来年度に創設する方針を示しております。また、肝心の過疎法は、今までの道路改良などのハードから、過疎地の医師確保や地方代替バス運行などに充当できる。まさに本来の過疎対策に衣替えして制度化する見通しとなってきております。これら一連の動きは、骨太の方針2009において、従来の直接支援に加え、農山漁村が本来有する自然環境の保全など、様々な機能の向上や地域社会の維持を図るための支援策について検討し、早期に実行に移すと明記されていることで、国が危機感を持って対処しようとしていることが分かります。また、そのモデルとして地域振興会制度やタナセンなどの有限会社が注目されていることを実感いたします。全国の過疎地域には、6万2,000の集落があり、うち8,000地域は、限界集落。高齢化と人口流出で2006年までの7年間に190の集落が消滅し、今後、存続が危ぶまれる集落は、年々全国に拡大しているとのことであります。南丹市においては、限界集落が17集落。美山町の高齢化比率は、38.4%、日吉町は32.6%となっています。いろいろと申し上げましたが、国は、明らかに急速に高齢化が進む過疎地の活性化を目的に、手を打とうとしております。当然、南丹市もそれに呼応して、過疎対策の理念を明らかにし、その具体策を示す必要があります。特に、美山町においては、過疎地医療や交通確保、除雪対策をさらに確たるものにする必要があります。さらに組織や人材の高齢化の防波堤となっている地域振興会制度と、過疎地を幅広く守っているタナセンなどの地域振興ショップを再度、評価、検証する時期にあると言えます。

最後に、支所機能は本庁から30キロから50キロも離れている美山町にとって、命の綱であることも評価いただきたいと思えます。以上、市長のご所見をお伺いいたします。

3点目の質問は、農林業対策についてであります。

最近の農業を取り巻く話題は、食の安全から食料自給率、耕作放棄地や転作、水田フル活用に、個別所得保障など多岐にわたっています。衆議員選の論点を見ても、都市との格差対策であったり、食料の安全保障をにらんだ農政改革であったりと、時代が変わる節目を感じます。南丹市においては、農地の条件や気候に大きな差があるため、その対策は、旧町ごとに違ってきます。しかし、南丹市全体で農業振興を図り、まとまった方針の中で対策を打つ必要があるため、南丹市農業振興協議会が立ち上げられたところです。今回、質問いたします耕作放棄地の問題は、農業委員会などでも重要な課題に取り上げられており、過疎地ほど深刻な状態となっています。特に、美山町では、酒米の五百万石の生産に力を入れ、茅の里、てんごりの2銘柄の清酒を生みだしています。しかし、ピーク時90haあった作付面積が年々減少をして28haまで落ち込んでしまいました。高齢化や米価の値下がり大きな原因です。酒米五百万石に適した美山町の気候という条件を活かし、比較的作りやすく、早稲であるためコシヒカリとも作業が重ならず、しかも、そこそこの買い上げ価格であったことが作付面積を拡大させました。

作業量も少なく、慣れ親しんだ米作りで田んぼを守るのが、耕作放棄地対策になるはず
です。ここで何らかの誘導策を打って、五百万石の作付面積を増やす対策をすべきと考
えます。また、有害獣被害は、山林や畑も含め深刻な状況になっています。それに拍車
をかけるのが生産者の高齢化で、曲がった体にむちを打って、栽培した作物を一晩で食
い荒らされる状況はみじめで、その精神的ダメージが遊休農地を生むこととなります。
手入れの行き届いた森林や田園風景の維持は、農地や山林の多面的機能の維持につな
がり、多くの観光客やドライバーの目を楽しませます。都市交流の基礎である農村の原
風景を守る手立てを、担い手農家や中核農家の仕事づくりに連動させるなど、園部農業公
社が電気柵を張り巡らす作業受託を行っているやり方で検討しては、どうでしょうか。

次に、有機農業について伺います。

平成18年に議員立法として、しかも、全会一致で立法化された有機農業推進法は、
その2条において、有機農業とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、
並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境へ
の負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいうと、定義いた
しております。これからの5年間で、国民の50%が有機農業の取り組みを知る、技術
体系の確立、普及指導体制の整備の3点と併せ、有機農業推進計画の策定を当面の目標
といたしております。美山町は、米作りの美山自然農法の会とJAS基準をガイドライ
ンとしている美山認証野菜グループの二本柱で、昨年に引き続き、農水省のモデルタウ
ンの認定を受けました。全国で49カ所、京都府では、1カ所だけです。消費者ニーズ
に応えた安心・安全の有機農産物で農業振興を図り、農家所得の増加と耕作放棄地の防
止が図れます。そのためにも、本年度中に南丹市有機農業推進計画を策定すべきと考え
ますが、市長のご所見を伺います。

最後の質問は、流域下水道事業についてであります。

市町村合併により、下水道法に定義する2以上の市町村の区域における下水を排除す
るものであり、かつ、終末処理場を有するものとの要件を満たさない事業が出現をする
ことになりました。南丹市において、京都府と旧園部町、旧八木町で桂川中流流域下水
道として、平成3年度から事業着手、平成11年3月から供用開始しております。とこ
ろが、平成18年1月に合併して南丹市となったため、1市だけの下水を処理する、法
律上、公共下水道扱いになる事態が起こってきたのです。平成14年、合併推進に支障
がないようにと、合併特例法において特例規定が加えられ、合併から10年間は流域下
水道とみなすことになりました。南丹市においては、平成17年12月28日、京都府
と旧4町の町長が桂川中流流域下水道に関する協議書を交わし、10年後の平成28年
3月31日を京都府からの移管期日といたしております。ところが、移管を受ける南丹
市は、大きな負担を強いられることになり、結果として財政に悪影響を及ぼすことが心
配されます。まずは、管理負担が増えます。今までは、終末処理場の整備や運営、幹線
管渠は府に任せておき、幹線以外の管渠の整備と普及拡大のみを担っていればよかった

のに、全てを負わなければ、担わなければならなくなります。たちまち施設管理の専門知識を持った職員の確保は、避けて通れません。さらに財政負担が増えます。もともと流域下水道は、公共下水道より手厚い制度となっており、それを前提に事業計画や財政計画が立てられております。したがって、公共下水道に移行すると、財政負担が増加し、事業の延長や縮小も起きる可能性があります。しかも、今まで府が持っていた維持管理費と起債償還金をそのまま南丹市に上乘せとなるなら、新財務指標への悪影響は、避けられません。似た話は、全国にあり、134ある流域下水道のうち、南丹市のような例は13カ所あるようでございます。また、南丹市と同じような財政力の市が7市あり、課題として共有できるはずであります。この問題は、平成の大合併の隠れた課題であり、苦渋の選択で合併を選択した南丹市等にとっては、法律改正さえ願うとんでもない話であります。国や府などへの働きかけや政治的な動きを強め、13市とのスクラムが必要であると考えます。併せて、市長、所管の部・課、議会がそれぞれの立場で課題としてとらえ連携を図る必要があると言えます。市長のご所見をお伺いいたします。

以上、大きく4点の質問をいたしました。市長のお考えとご決意をお伺いして、1回目の質問を終わります。

○議長（吉田 繁治君） 村田正夫議員の質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは村田正夫議員のご質問にお答えいたします。

まずは、観光対策につきましてご質問をいただきました。

ご質問の中で、美山町への観光客年間70万人と言われておるわけでございますけれども、かやぶきの里を中心にして多くの、このように多くの皆様方がこの美しい自然、そして、素晴らしい食べ物、こういったことに高い評価を得ていただいております。まずもって、ご関係の皆様方の日々のご尽力やご協力に対しまして、敬意を表する次第でございます。こういった中で、国土交通省の風景街道に美山かやぶきゆらり街道、大野ダムから芦生までの36キロが認定されました。また、その大野ダムにおきましては、さくら祭り、もみじ祭り、そして、美山鮎まつりなど、それぞれ実行委員さんの皆様方を中心にして、住民の皆様方を中心にしたお取り組みを毎年実施いただいております。先ほどご紹介のございました西の鯖街道につきましても、福井県の高浜市、大飯町、そして、京都市の京北地区を含めまして、南丹市との連携のもとに協議会を本年4月に発足いただき、京都市内の錦市場でのアンテナショップを開くとともに、鯖そばなどのメニューも開発していただいております。こういった中で、様々なお取り組みをいただいておりますことに、心から敬意を表する次第でございます。そういった中で、ご質問の中にございました京都大学の芦生研究林の中にございますトロッコ軌道が、産業経済省の近代化産業遺産の認定を受けたわけでございますが、山間地の産業振興、また、生活を支えた森林鉄道の歩みを語ると、物語るという意味で、大変意味深い認定であったというふうに考えております。この芦生研究林の中のトロッコ軌道につきましては、京都

大学さんが管理されております、この芦生研究林の中にあるわけでございますけれども、この芦生研究林、私が申し上げるまでもなく、原生林とも言える大変素晴らしい自然環境の中で、今、エコツーリズムとか、また、森林浴といった大きな需要が高まっておる中で、多くの皆様方が訪れておる、こういった状況にあるわけでございます。また、美山町の自然文化村の皆様方をはじめ、ご関係の皆様方が、ネイチャーガイドハイキングなどという素晴らしい企画も実行いたしていただいておりますし、地元の皆様方による専門のガイドさんが案内するというので、多くの皆様方に親しまれております。こういった中で、私は大変こういった、今、注目されておる芦生研究林、もちろんこれは、京都大学の研究林でもございますし、そういった研究林という状況はあるわけでございますけれども、やはりこの南丹市内、美山町内にあります、この研究林が素晴らしい自然としても大きな評価を得ておるわけでございますので、こういったことを十分に活用する中で、地域振興、観光振興にも、さらにつなげていけるような努力をしていかなければならない、このように考えております。今日までも、この京都大学の芦生研究林につきましては、美山町の皆様方、知井地区の皆さん方が協力して、力を併せて運営をされてきた経緯もございます。こういうことも十分に踏まえながら、この活用について、京都大学の皆さん方、また、ご関係の皆様方とも連携をする中で、美山の大きな観光資源としての発展について、努力をしていきたいというふうに考えております。それぞれ地域振興の中で、この観光対策というのが大きな役割をもっておると、私も認識をいたしております。地域経済の振興を図る上からも、この点については、ご関係の皆様方との連携のもとに、努力をいたしてまいりましてでございますので、さらなるご協力やご指導を賜りますように、お願いを申し上げます。また、この点につきましては、ただいまご指摘のございました観光協会の存在もあるわけでございます。今、美山町観光協会として、観光事業の振興のために、それぞれご努力をいただいておりますので、これからも観光振興、地域活性化につながる取り組みを進める中で、観光協会さんとの連携も、さらに強め、努力をしてまいらなければならない。このように考えておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、過疎問題のご質問をいただきました。

ご質問の中でもありましたように、少子高齢化、過疎化の進展、こういった中で南丹市としても、都市との格差是正、自立促進、そして、都市部との共生によります住みよい地域づくり、こういうことを求める中で展望を開いていくことが重要であるというふうに考えております。ただいま、ご質問の中でご紹介をいただきました振興会制度や、それぞれの地域振興ショップにおいて、この存在が農林省をはじめとする、それぞれのご関係の皆様方からも強い注目を集めており、今後の過疎対策の大きなヒントになる。また、これを参考にといいふうなお話もお聞きいたしておるところでございます。こういった中で、今後の政策・施策の中でも、こういったことを参考にして、樹立をしていこうという動きをお聞きしておりますので、私どもも、今後とも住環境や生活環境の整

備、また交通の問題や情報基盤整備、こういった中での基盤整備を整えることの一方で、こういった諸施策に十分に対応し、国や府と連携する中で、まちづくりの推進、そして、定住の条件整備に努力をいたしてまいりたい、このように考えております。とりわけ、今、新たなる政権のもとで、まさに過渡期の状況でもございますので、情報収集にも心掛けながら、こういった課題に対して迅速に対応できるように、日々努力を続けてまいり決意でございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、地域振興における支所機能。

これは、先だっただご質問の中でも申し上げましたように、南丹市発足して3年半余りが経過しておりますけれども、今後とも総合支所としての機能を維持し、そういった中で住民の皆様方の窓口としての機能を持たすことが、保つことが大変重要であるというふうに考えております。こういった中で、今、課題となっております市民の皆様方とともにまちづくりを進めると。こういった観点の中で、支所の存在というのは大変大きなものがあるというふうに認識いたしております。今後とも、この支所機能の充実とともに、本庁、支所との連携の強化、このことに心掛けていきたい、このように考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、農林業振興につきましてもご質問をいただきました。

まず、耕作放棄地の問題。昨年、南丹市農業委員会さんと現地調査をした結果、南丹市内には、農用区域内の1.6%、39haが耕作放棄地ということに、存在していることが判明いたしました。こういった中で南丹市におきまして、南丹市担い手育成総合支援協議会の総会におきまして、先月でございますが、耕作放棄地対策協議会を立ち上げていただきまして、今後の方策について、幹事会において協議することとしていただきました。耕作放棄地となった農地というのは、大変条件的にも不利な要素もございますけれども、担い手農家や地域営農集団との皆様との協議を深める中で、こういった対応について、努力をしていきたいと思っております。ご提言のございました美山町で生産されております酒米五百万石、これにつきましては二つのお酒が販売されており、また、最近でも、京都市内の酒造メーカーより酒米を欲しいというご依頼もあったようでございまして、生産者の皆様との協議も行っておるところでございます。こういった中で、新たなる南丹市のブランドの一つとしても、この酒米というのは、大変期待の持てるものでもありますし、また、農業振興にもつながるものというふうに考えておりますので、これから、それぞれの酒造メーカーとの価格の問題もありますでしょうし、また、生産コストの軽減のための技術の確立など、それぞれの問題もあろうかと思っておりますけれども、こういった面も含めまして検討をまいり、生産のしやすい、また、つくりがいのある米として導いてまいりたいと、このように考えております。今、こういった中で、それぞれの地域におきまして、農地・水・環境保全対策にお取り組みをいただいております。また、京都府におきまして提唱されておりますモデルフォレスト運動、本市におきましても、三つの企業と一つの大学が活動をいただいております。こういった

た新たなる動きの中で、今、大変課題となっております耕作放棄地、また、里山の荒廃、農山村の多面的機能が失われようとする危機の中で、中山間地域直接支払制度などの活用を含めまして、様々な制度や、活用しながら、国と府との連携の中で、よりこの対策が進みますように努力をいたしてまいりたい決意であります。有機農業につきましては、ご質問の中でもありましたように、美山有機農業推進協議会を設立をいただいて、日々ご尽力をいただいております。今、有機農業の振興、大変注目をされておられるわけでございますし、地域循環型農業の推進、こういった観点からも有機農業の振興は、大変重要であるというふうに考えております。今、京都府におきましても、京都府有機農業推進計画を、策定を進めていただいておりますので、私どもも、この計画との整合性を保ちながら、南丹市における計画の策定に努力をいたしてまいりたい所存でございます。それぞれご関係の皆様方のお知恵やお力をお借りしたいと、このように考えておるところでございます。

次に、流域下水道の移管の問題につきましてご質問をいただきました。

普及率97%を超えたという、この下水道事業ではございますが、ご指摘のいただきましたように、下水道法に基づく公共下水道という扱いに、現状では、この流域下水道がなります。平成28年3月31日に移管ということにされているわけでございますけれども、今日まで建設については、京都府が負担で、今日まで京都府が負担していただいております多額の整備費用、また、維持管理費用につきましては、市に負担をするということになった場合、財政健全化法の連結決算との関係からも、市の財政に大変大きな影響を与えることが確実でございます。このことを回避するためにも、万全の体制を持って臨んでいかなければならないと考えておりますし、また、今日までも近畿市長会、日本下水道協会の関西支部の総会、そして、日本下水道協会の総会などを通じまして、流域下水道の移管に対して、新たな財政負担が発生しないように、法律改正を含めて、国に要望をしまいたところでございます。ご質問の中でもおっしゃっていただきましたように、全国でこのような市が13ございますし、合併特例市、これが南丹市を含めまして5市ございます。今、この合併特例市や関係13市と連携をしながら、さらには、市長会や下水道協会のご支援も得ながら、国や都道府県に対しまして、要望を続けておるところでございますが、これからも厳しい状況の中ではございますけれども、議会の皆様方におかれましても、ご理解を賜る中でご支援やご協力をいただきたい、このように考えておるところでございます。いずれにいたしましても、平成28年とは言われておりますけれども、早期にこの問題の解決に向けた取り組みを続けて、良い結果を導いていかなければならないというふうに考えておりますので、何とぞ、ご理解や、また、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、答弁といたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁が終わりました。

村田議員。

○議員（24番 村田 正夫君） 2回目の質問をいたします。

観光でございますが、トロッコ道について、非常に意味深い認定であり、京都大学との協議について言及いただきましたので、大いに期待いたしたいというふうに思います。やはり、そういった市民に夢なり、期待を与えると言いますか、そういったものが私は、非常に大事だと。そういった側面を観光というのは持つておるといように思います。先ほども申しましたように、南丹市は、どうも指定を活かすとか、観光資源を活かすというところに、少し弱いように感じております。美山町は、いろんな意味もあるんですが、非常に新聞記事も多いというふうに言われております。やはり、そういったものを活かすという姿勢が大事ではないかというふうに思いますので、特に、この企画力と言いますか、そういったものを私は、大事にしていかななくては、なかなか観光地は、生き残れないというふうに思っております。この12日には、美山町において能楽の夕べが行われます。おそらく前に座っていただく皆さん、チケットも買っていただいております。思いますけれども、当初は、非常に苦渋の中から、今も前に座っていただいております中島参与がご尽力いただいて、この能楽の夕べがスタートしたわけですが、当初、美山でそんな能楽ってなもんがやれるかとか、そんなもんしたかって、誰が来るのやと、こういうスタートやったというふうに思いますが、今となつては、近隣から本当に多くの方が来られる。美山の一つの特徴を活かす、かやぶきのところで焚き火をして、来ていただいた人はご存知やと思えますけど、そういった、やはり観光のやっぱり一つのセンスと言いますか、そういったものを私は、必要だと。また、冬の観光客を何とか増やしたいということを考える中で、北村が雪灯籠というものを考えました。そして、今まで少なかった冬に、観光客が増えております。こういった企画力が大事ですが、そしたら、どこが担うんですか。ここが私は、大事だというふうに思うんです。前の質問にも言いました組織代表とか、そういう人らは、また、違った意味で美山町の観光協会では私は、ええと思うんですが、やはり私が言う美山観光協会、美山という観光協会、もしくは、公社と言うのは、私は、自然文化村などに拠点を置くなどして、そういったソフト部分と言いますか、シンクタンク的な、やはり企画という、そして、広くやっぱり情報も集めていかなあかんです。これは、もうツーリズムとの関係も美山町が、かなりしっかりやっておるといように思いますが、そんなことなかなか、やっぱりそういったものじゃないとできないというように、私は思います。だからこの点について、今一度、聞いておきたいと思います。

次に、過疎対策でありますけれども、先ほどの質問で言いましたように、振興会制度や地域振興ショップ、例えばタナセンとか、大野屋とか、ショップ21とか、国は、モデルとはっきり考えておるといように認識いたしております。我々は、10年前、私もタナセンの一社員ですが、JAの火は、消さない。地域の火は、消さないというこんな思いから、当時、皆さんが、農協がやれへんもんを、何でお前らがそんなもんが経営できるのやと。お前らが5万ずつ出してやるか知らんけど、まあ見とってみい、5年も経ったら解散するわいと、こう言われる。一部の、一部でしたが冷ややかな意見の中

で立ち上げ、そして、タナセンの火が、そのやっておることが大野屋に、そして、ショップ21に、そして、フラットにとつながっていったわけです。今、タナセンへ私はよく行きますが、店員の皆さん、従業員の皆さんは、お年寄りのところに来られないので、火曜日と金曜日に100円の牛乳を配達に行っています。その配達によって、また、注文を聞くことも多少は、あつたりします。しかし何より、本当に見守りというような、安否確認のようなそういったことができております。そして、きばって作った野菜をタナセンの前で売りますので出してくださいね、というような話をしたり、老人車で来たり、近所の人に乘せてもらって来てくれるおばあちゃんが、タナセンにいろんな人が来られるので話をして、1週間ぶりに来たわということで、そのタナセンの中で1時間ほどゆっくりして、そして、帰っていかれる。私はそんなことを見ております中で、どうも行政は、民間の利益追求の事業所と同じような感覚でとらえておる職員がおるように思えてかないません。この地域振興ショップちゅうのは、先ほど言いました経過の中であるし、現在、今、言うようなことをやっておる、そんな状況を、ぜひ私は、目の当たりに見てほしいと思います。民間では、絶対できないことを、いわば地域の過疎対策としてやっておるわけですから、そのことを評価して、手を差し伸べるのが行政の仕事です。私は、そういった中を見ておりましたが、人材は、まだまだ地域にあるというように思っております。大事なことは、その人材のサポーター役というものが、非常に私は、大事だというように思います。先ほど言いましたこの地域振興ショップについて、本当に民間の利益追求と同じ事業所と考えておるのかどうなのか、ご答弁いただきたいと思っております。

そして、先ほど少し触れました支所についてですけれども、私は、総合支所方式ということを守るといふふうに言うていただきましたので、非常に安心をいたしております。特に美山町の場合は、先ほど言いましたような、いろんな多岐にわたる部分がございますので、日々の点検とか、メンテが必要な、いわばソフト事業というものが守をしていかんなん。メンテをしていかんなんという事情があった場合に、日々、距離感と言いますか、距離の近い、この支所というのが必要なんです。ですから、拠点が必要なんです。そのことを私は、しっかりそれもつかんでおっていただきたいというように思っています。

農業の問題、農林業の問題ですが、私は、五百万石のことを申しましたが、市長は、一步踏み込んで酒米五百万石をブランドにしてはどうだろうというような、私としては、非常にありがたい言葉をいただきましたが、やはり誘導策は何と言っても価格上乘せしか、私は、ないのではないかといいふうに思います。ブランドにする、地域の特産品にするなら、それぐらいの、やはり公的資金の投入は、必要だというように思いますので、ぜひ、これも考えていただきたいと思うんです。

先ほど言いましたモデルタウンの件ですが、活動も非常に活発化して、効果が表れております。視察も非常に多いです。私は当然、京都府で1カ所、全国でも45カ所、4

9カ所です。担当職員が必要です。加配ではなしに、私は、担当職員をつくるべきだということに思います。そして、振興計画の樹立、府と連携とありましたが、私は、京都府の状況を見ておりますが、全国で、もう既に40都道府県近いところが推進計画を樹立しておるのに京都府だけは遅れておるんです。そんな遅れたとこと連携したかって何もできません、そんなもん。美山町のほうがと言いますか、美山有機農業推進協議会のほうが進んでおるわけですから、南丹市が先に樹立すべきです。そして、国が求めております5年間の間に、国民の50%が有機農業について知るということを言うておるのですから、やはり南丹市も、有機農業をどう広報、どう啓発していくのかということ、やはり私は、やるべきだということに思います。

最後に、流域下水でございますけれども、28年3月までにゴールが見えております。何とかせなあかんです。万全の体制で臨みたいというように答弁いただきました。しかし、私は、府に対して、そんなもんは、受けられませんと。そんなもんは、とても受けられませんというぐらいの強い意志であったり、やっぱり臨んでいただきたいと申します。最近、都道府県が国に対して、直轄事業の一部負担金をやかましく言うておりますけれども、我々からしたら、府と市町村のこの関係が、これに似たようなものがあるというふうにさえ思っております。府がそういうなら、この市町村のことを考えてほしいとか、そんなことを思ったりいたしております。国も考えてほしいと思ったりいたしております。見通しは、非常に難しいとは思いますが、これについての決意もお聞きし、そして、議会も一緒になって考えていかななくてはならないけれども、そういった情報開示がないように思いますので、そういういった情報開示も必要だということをお申し上げます。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（佐々木 稔納君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

観光対策、観光協会のあり方も含めてご提言をいただきました。まさに素晴らしい観光資源、地域活性化資源がたくさんあるわけでございます。先ほど来、美山町の町内における、それぞれの施設、また、資源についてのお話もありましたが、これは、もう南丹市全域にこのような素晴らしい資源が点在しております。先ほども申しましたように、これを観光振興、地域振興にどうつなげていくのかというのが、市にとっても大きな課題であるというふうに考えております。そして、当然、市役所内において担当する課はあるわけでございますけれども、ご関係の皆様方との連携を強める。まさにこの担い手といった存在を、私は、ご提言のごございました企画力を、複合的に取り組んでいく必要があるんじゃないかというふうに思っております。大変ただいま、貴重なご意見もいただきましたので、市役所内部におきましてのどのような方途が確立できるのか、十分に検討を深めていきたい、このように考えております。先ほど、それぞれ認定のあったこ

とについての対応が遅いんじゃないかというご指摘もいただいたことを謙虚に受け止めて、それぞれご関係の皆様方とも連携を深める中で、こういったことに取り組んでまいらなければならないと思っておりますので、今後とものご指導、よろしくお願いを申し上げます。

次に、地域振興ショップにつきましてのご質問をいただきました。

ご質問の中でございましたように、今、過疎、地域活性化という観点からも、振興会とともにこの地域振興ショップがモデル的な存在として、大いに注目を集めておるところでございまして、今後、政策的にどうやって打ち出していただけるのか、また、事業的にもどういった具現化をしていただけるのか、こういうことに対しても、私たちも注視もしなければならぬし、積極的な要請もしていかなければならないと思っております。振興会、有限会社、それぞれ地域ショップも有限会社として存続いただく中で、当然、法的な問題も含めましての制約もあるのも事実でございます。こういった中で、今、国におきましても、先ほどのような取り組みがなされておる中でございますので、制度的な問題、また、法的な問題も含めて、どのように対応できるのか。また、どういうふうな対応をしなければならないのか。市役所内部におきましても、検討を深めていかなければならないと思っておりますし、今日までそれぞれ振興会、振興ショップ、それぞれの運営を続けていただいていたこの実態も、十分に踏まえる中で、対応を深めていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、有機農業につきましてのご質問をいただきました。

この課題につきましては、京都府のほうでも計画を進められておるが遅いんじゃないか、というようなご意見もございますので、協議会の皆様方とも十分ご相談させていただく中で、南丹市全体としてのこの計画を進めるわけでございます。それぞれご関係の皆様方と協議を深める中で、早期の策定に努力をしてみたいと、このように考えております。

そして、流域下水道の問題。

まさに合併市にとっては、大変大きな問題であるということをもう一度申し上げ、今、力強いご支援のご意見、お考え方をご表明いただいたわけでございます。また、私どもの議員の皆様方をはじめ、市民の皆様方にその情報というのが不足しておるということも痛感いたしましたので、十分その内容につきましてご説明をさせていただく中で、この取り組みをさらに強めていきたいと思っておりますので、今後とものご理解や、また、ご協力を賜りますように、お願いを申し上げ答弁いたします。

○議長（吉田 繁治君） 村田議員。

○議員（24番 村田 正夫君） いろいろと申しましたが、私は、最近、痛感しておりますのは、先ほどの国の動きに関しましても、総務省であったり国交省であったり農水省であったりというふうに、非常に縦割りという問題を痛感をいたしております。地域は、トータルなんですわ。車をついでに乗せたいと思ったら、支障があるとか、先ほど

言いました農林業の問題も、そして、福祉の問題も、その地域がトータルで、やっぱり守っていくという、支援していくというこういう体制と、その視点というものが必要だというように痛感をいたしております。そのためには、どうしたらいいのか、私は、まだまだ分かりません。しかし、幸い、まだ南丹市という行政の中でなら、私、それは、できるというように思うんですよ。国は、なかなかそういう壁がありますが、横断的に、やはりトータルで地域を支援する体制なり視点というものが、私らも研究いたしますが、ぜひ、そういう視点を持って、ご支援をいただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、村田正夫議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は、午後1時30分といたします。

午後0時24分休憩

.....

午後1時29分再開

○議長（吉田 繁治君） それでは、休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第2 議案第102号から議案第113号まで、議案第125号

○議長（吉田 繁治君） 日程第2「議案第102号から議案第113号まで、及び議案第125号」を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

通告に基づき、順次発言を許します。

まず、21番、松尾武治議員。

松尾議員。

○議員（21番 松尾 武治君） 21番、松尾武治です。議案第105号、平成21年度南丹市一般会計補正予算について付託前の質疑をいたします。

土木費の土地区画整理費、土地購入費1億9,200万円は、副市長や山内部長から説明を受けましたが、新たな事業を示すこともなく、旧園部町が行った都市計画の不備が改めて露見したと考えております。小山東町の事業は、旧園部町が生涯学習村として建設省より指定を受けられ、整備計画が作成されたが、国の補助金とのかかわりで組合施行が得策と考え、小山東町区画整理組合を作り、生涯学習村事業も含め、新たな計画が策定されたと聞いております。区画整理は、地権者の同意が原則であり、土地区画整理法には、定款に定める必要事項が示されています。中でも第7条、第8条、第18条には、関係者の同意、または、承認が事業認可の条件となっております。また、土地区画整理法第29条には、組合には、京都府への理事指名の届けが義務付けられ、京都府は、公表が義務付けられております。昭和54年より進められた団地計画、昭和63年

に指定を受けられた生涯学習村を含め、新たな組合施行による小山東町区画整理事業が形式的な組合施行であったことを理解するために、各種の資料請求を起しました。同意書も関連する用地の所有者全員がそろい、法令からも組合施行が形式的であったとする文書は、出てきておりません。法律、定款の解釈の中から形式的であったか、否かを判断したいと考え、付託前質疑を通告いたしました。法律、定款の解釈では、漠然としておりますので、当時の組合参加の意志状況、町の関与など、組合施行が形式的と判断するために必要な法律、定款に関する部分4点に絞って、質問をいたします。

年度別役員状況の提出を求めた資料にも役員就任状況が不明ですが、少なくとも、平成17年7月25日の決算報告書作成時までの理事長の存在は、判明しましたが、旧園部町が主体となった事業とするなら、合併直近の総会で、市長が理事に就任するのが当然であり、この時期に南丹市の市長が就任していることが、旧町からの事業を南丹市が引き継いだ証にもなります。

定款に基づく理事の就退任状況を質問いたします。

園部町小山東町土地区画整理組合設立認可申請代表を示す資料が、唯一見つかりましたので、船井北桑田地区土地開発公社理事長、野中一二三氏が組合設立の代表者であったことが分かり、その後の経過の中で、公社の理事である谷、中井議員の理事長就任の経緯も分かりました。ところが、平成21年5月19日に、佐々木市長がどのような経緯で理事に就任されたものか、定款に基づいて選任されたとは考えますが、経緯をお尋ねいたします。同法第27条に、組合員以外から理事選出が許されています。しかし、定款には、組合員からとなっています。設立時には売れ残りが発生することもなく、地権者の便益のみを想定して、組合を設立したものか不明ですが、説明の要旨は、形式的な組合施行と言われています。定款作成においても、旧園部町の関与が閉ざされております。設立当初から形式的な組合設立と言われるなら、設立時に旧園部町が関与できる定款をつくり、旧園部町の関与を明確にすることが当時の経緯を示すことになります。

定款作成時の経緯について質問をいたします。

同法第31条に総会の議決事項が示されております。第3項には事業計画、または、事業基本方針の変更があります。事業計画、または事業基本方針は組合認可条件であることが法律で示されております。また、変更の手続きも法律で定められておりますが、定款では、特段の議決事項に定められていない場合は、法に示されたものとおりにとなります。

事業計画が認可時と認可後に変更があったのか、否かをお伺いいたします。

通告しております土地区画整理法及び定款の解釈については、土地区画整理法及び定款の中から、以上4点について、法律、定款の解釈を踏まえ、状況を質問いたします。

事業基本方針と組合の承認について伺います。

事業認可は、法に基づき行われておりますが、同意、及び承認が形式的であったとするなら、京都府への申請が虚偽の申請となります。旧園部町が主体的に行い、地元関係

者には、一切迷惑をかけないと進められた事業と説明を受けておりますが、なぜ理事長の名前が資料に示されていないのでしょうか。当然、地元で迷惑をかけないなら、町長が理事長となり、全責任を負える組合定款を作成する必要があります。申請そのものは、純然たる組合施行であり、認可も申請に基づき認可されたものと考えますが、提案説明では、形式的な組合施行と公式の場で示されました。京都府へ申請したものは、虚偽の申請となります。認可された趣旨と異なる事業について、京都府との協議がどのような経過となっているのか、質問いたします。

債務の返済延長について。

組合事業が形式的と言うなら、債務保証書に絶対的な責任のある市長の名前が、なぜないのですか。なぜ責任のない債務に責任を感じ、判を押すのでしょうか。保証人が形式的と市長が判断するのなら、どのような契約が不正で、どのような契約が誤りなのか、民法の契約を市長は、どのように解釈をされているのですか。

また、法に基づき行われた行為が形式的というのなら、市長に返還の義務が発生します。返済の延長、条件の交渉など市長自ら債権者と交渉されたと考えますが、市長自ら行われた債権者との交渉の状況を伺います。

以上。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） ただいまの松尾議員のご質問にお答えいたします。

まず、組合定款並びに関係法令との解釈についてのご質問をいただきました。

土地区画整理法の第17条、18条に組合施行に関する条項が述べられております。組合の土地区画整理事業の事業認可につきましては、定款及び事業計画についての同意が必要となっております。第18条で、同意者には、宅地の所有者権者及び借地権者の人数及び面積のそれぞれについて、3分の2以上の同意が必須条件となっております。第17条におきましては、宅地以外の公共施設用地を管理している国、地方公共団体の用地及び編入及び帰属についての承認が必要となっております。この認可の条件となります組合の定款につきましては、土地区画整理法施行令に基づきまして、土地区画整理事業を施行、運営するのに必要な根拠となる事項を定めてあるものでありまして、事業の施行者である組合と、組合員との間の権利義務を確定し、かつ、組合が数々の処分を行う権限を規定する重要なものであります。ご指摘の法令並びに定款との解釈につきまして、事業を施行する場合は、施行することに対する施行地、区内の関係権利者と組合、組合員との権利義務に対する定款の合意を併せたものが密接に関連しており、この二つがそろって事業認可が成立するものというふうに考えております。ただいまご指摘のいただきました土地区画整理法に基づき、正式な手続きにより事業認可された土地区画整理組合がこの当組合でございます。今回の、その際の京都府への申請は、当然、虚偽の申請ではございません。しかしながら、当地区は、旧園部町がまちづくりとして開発計

画を進め、当開発における行政負担の軽減を図れる整備方法である、組合施行による土地区画整理事業を実施したものでありまして、事業実施段階から園部町が有利な事業として、手法として選択をしたものでありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

私自身、本年、この理事長に就任いたしましたけれども、債務における連帯保証人は、形式ではなく、先ほどお述べになりました民法上におきますところの主たる債務者がその債務を履行しない場合に、その履行をなす責任を負うものとして規定されておるわけでございます。しかしながら、小山東町土地区画整理事業につきましては、旧園部町のまちづくりの基幹事業としての位置づけをされた事業でございます。このまちづくりにおける課題として、南丹市としてこの課題整理を行おうとするものでございます。このことから、事業実施当初より、事務局等として行政が担当しており、南丹市としての債務の返済期日の延伸について、債権者でございます金融機関に要請してまいったところでございますけれども、金融機関からは、その以上の返済期日の延伸はできないと、回答があったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 繁治君） 松尾議員。

○議員（21番 松尾 武治君） 私が質問した内容の答えにはなっておりませんが、項目を出して質問をしておりますが、その答えにはなっておりません。一定の流れは、今市長が言われた流れは、当然副市長なり部長から聞いたことと全く同じでございまして、私は、さらに詳細なことを、これは何て言うのかね、議案の中身というより、議案が出された経緯を知るために、私は、質問しておりますので、もう少し詳しくお答えをいただきたいと思いますが。区画整理法では、いわゆる土地の地権者でなくても、役員に就任できるようになっております。しかし、それをあえて定款の中で、役員は、組合員に限るという定款になっておりますが、園部町がそのように、市長が、今、答弁されたように、事業そのものを町の事業だということを述べられるのであれば、定款作成時に町長、いわゆる当時、町の理事者が組合の理事として就任ができるような定款を、私は、作るべきであるというふうに思います。時間がありませんのでいちいち定款なり、法律の条項は説明しませんが、当然、担当者は、そのことをよく認識してるとは思います。定款を作成する時期に、既に組合、法律では、役員に就任することが許されているにもかかわらず、定款を作成するときに、地権者以外は、役員になれないという要綱に変えられております。そのことで私は、組合施行というものが果たしてどうだったのかなという思いがします。その定款作成時の経緯について詳しく説明をしていただきたい。これは、議案審議において重大な要素になりますので、これはぜひともお願いいたします。

それと、副市長なり山内部長から説明があったことは、いわゆる生涯学習村づくりという建設省の認可できたものがあつたと。しかし、それを財源が助かるから、そのまま

事業を変えたのではないと。新たに事業区域を広げ、京都府に申請したものであるという説明を受けております。私は、それであれば、決して、その事業費目的で事業転換をしたのではなく、新たな計画を組合施行の計画を作られて、申請されたものだと説明を聞いて理解をしておりました。今の市長の答弁でいくと、京都府宅地公社が当時、54年に進めたものを、生涯学習村が建設省より指定を受けて、それを行政の、いわゆる補助金がとれるという得策ということで事業を変えたというように、おっしゃられますが、それであれば申請は、虚偽の申請になる。二重のことになります。虚偽の申請になります。しかし、山内部長から説明を受けているのは、そういうことではなく、さらにそれを含めて広い区域を想定して、組合施行でやったということを知っております。だからそれであれば、京都府の申請は、市長がおっしゃるように正当な申請になっていると、私は、理解しております。だから、これは、あくまでもその財政上の問題じゃなくて、この計画そのものを組合施行でやろうという、新たな計画が起こったものと、私は、理解しております。だからその点について、もう少し基本的な考え方について、もう少し明確に説明をしておいていただきたいというふうに思います。

それと、債務返済について。

市長、私は質問をいたしましたのは、当然、市長の説明からすると、この件は、南丹市の責任、今になれば南丹市の責任だということをおっしゃられております。私は、そのような重大な責任であれば、当然、市長は、債権者との交渉をされているというふうに思います。だから、市長が債権者とどのような交渉をされたのか、その過程について質問をしております。職員が職員同士で債権の引き継ぎをお願いしたとか、そういうような過程は、もう既に聞いております。だから私は、最高責任者である市長が、この地権者に迷惑がかからんように、何とか南丹市の財政負担も先延ばして、何とか繰り延べ、その間に組合として、昨日も市長が新しい構想を練っておられました、販売の方法について。そういったものを市長が構想で持っておられるのであれば、当然、今は、組合の理事長として就任いただいておりますので、そのことを南丹市に持ち込むことなく、そのアイデアで、なぜ債務の返済を先延ばしして、そこで販売することを考えなかったのか、ということを知っておりますので、その債権者との交渉内容をお聞かせいただきたいと思います。

それと市長が、これは当然、市の責任だということは今聞きました。それは当然、担当からも聞いております。しかし、そのような重大な市の、いわゆる旧園部町で行ったということであれば、なぜ合併協議のときに、そのことがあがらなかったのか。当然、それぞれの旧町が、それぞれが行っている第三セクターなり、いろいろな事業すべてを出して、いわゆる瑕疵のない形の中で合併を進めようということが、私は、合併協議の基本だというふうに思っております。しかし、当然、これは組合施行でありますので、本来は合併協議に出すこともありません。しかし、市長が言われるように、これが旧園部町の財源を助けるためにやった事業だと。いわゆる町直接の事業だということをおつ

しゃるのであれば、なぜ、合併協議のときに、そのことが挙がらなかったのか。そのことが挙がらなかったということは、旧園部町が合併に持ち込んだ資産に瑕疵があったということになりますが、なぜ、合併協議に出さなかったのか、そのことについてお伺いいたします。

それと、先ほど事業計画書の変更についてお伺いしておりましたが、その件に対してのお答えもございません。これは、事業計画書の中に土地利用計画が示されております。周辺に十分なオープンスペースを確保し、住環境の良好な住宅地として計画するという事業計画書になっております。しかし、実情は、住宅以外に使われている部分があるように聞いております。だから、事業計画書がいつ変わったのかお伺いをいたします。

それと、もう1回いけますので、そのときでもいいんですが、議案は、委員会に当然、付託されますが、委員会審議で、すべての市民に対する公平、公正な議論展開が必要となりますので、個人の情報であっても、組合参加で得ることができた便益を公表する、公開することが本件の審議で不可欠となりますことを考えておりますが、市長の見解をお伺いいたします。

以上、明確なご答弁をお願いします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（佐々木 稔納君） まず、たくさんの項目についてご質問をいただいたわけですが、合併協議の中でこの課題が出されなかったのか、というご質問でございましたが、私自身、それに関与しておりませんでしたので、今、その知識としては、持ち合わせておりません。この場で答弁は、控えさせていただきます、市長としての。また、今のご質問でございますけれども、先ほど申し上げましたように、合併協議の中の委員として参画をいたしておりません。当然、この協議の結果の詳細について、現在、持ちあわせの資料もございませんので、答弁は控えさせていただきます。

次に、金融機関との対応でございますけれども、先ほど来、申し上げましておりますとおり、旧園部町より事務局等についての責務を行政として旧園部町、南丹市の中で担当しております。今日までの事実経過の中で、金融機関とのやりとりをずっといたしてまいったところでございます。こういった中で、十分責任を持って指導しておりますので、私が直接出向くことはございませんでしたが、責任を持って対応をしてきたところでございますけれども、先ほどの答弁で申しましたとおり、金融機関から、これ以上の返済期日の延伸はないという回答でございました。このことについては、再考できないという判断でございましたので、これを受けての処置を検討し、今日までの経緯も踏まえ、今回の議案提出に至ったところでございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

その他のことにつきましては、それぞれ担当のほうから答えさせます。

○議長（吉田 繁治君） 山内土木建築部長。

○土木建築部長（山内 明君） 松尾議員のほうから質問されました部分の中で、私のほうから答えさしていただきますのは、まず、先ほどですけれども、当時、組合の理事として、土地の所有者が組合の役員になるという部分の話でありますけれども、実は、この組合員の中には船井北桑田土地開発公社というものが入っております。この船井北桑田土地開発公社が一つの地権者でありまして、これのもとをただせば、それは、園部町が参画をしているものであります。ほんで実際に公社から選任をされまして、小山東の区画のほうへ理事として入っていただいて、そこで組合長としてなっておりますので、そういった部分で、ご理解をいただきたいのが1点であります。

次、開発区域、当初の開発と、そのあと拡大していったという部分で、現実、今まで説明した内容はですけれども、当時っていうのは、当然にして、園部町の基本的なまちづくりの計画として打ち出した中で、当初は、開発をすると、住宅開発をするということで進めておりました。その大部分が買収をできた段階で、今までも言っておりますけれども、やはり地方自治体としては、どういう事業を選択をすれば有利なのかという部分の中で、組合事業による区画整理を選択をしました。その段階で、当初の計画よりも、開発よりも少し面積は増やしてございます。ただ、その目的というか、区画整理の成立要件は、先ほど市長からも答弁いただきましたけれども、基本的に区画整理法に基づいてきっちり同意をとり、認可申請をし、許可された組合であります。しかし、そこでやはり今言いましたように、有利な事業を選択するというのは、行政団体の一つの使命であります。そういった部分で少し面積を増やしてきたと。そのときには、一定、地権者に対して町がする事業ですよという部分の中で、ご理解をいただきたいと思います。

あと、今回、事業計画の中ですけれども、宅地販売というお話がありました。ほんで計画の変更があったのではないかとということでもあります。今回、当初の計画につきまして出さしていただきました。ほんで、そのあと、少し途中で変更がされているというふうに聞いておりますけれども、その部分については、今、持っておりません。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 繁治君） 質問の中で、付託後の個人情報についての、あの問題ある。それだけ答弁できたらしてください

市長。

○市長（佐々木 稔納君） 失礼いたしました。審議の中で個人名を情報として、というお話がございましたですけれども、議会内における内容、また、私どもが個人情報としての扱う守秘義務、こういったところの整合性を図っていただく中で、このことを判断しなければならないと思っております。具体的なことが出てきた場合には、それぞれ法令等に基づきまして、対処につきまして検討をしなければならないというふうに理解をいたしておるところでございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 松尾議員。

○議員（21番 松尾 武治君） 今の直近に应运いただきました市長の答弁、個人情報についてですけれども。この土地区画整理事業というものは、やはり個人の便益って、利益と損失も含めて、個人の財産的なことにかかわる事業であります。そういう意味合いから、委員会審議の中で、それぞれの組合員がどのようなこの事業にかかわって、いわゆる便益がある、利益があったのか、損失があったのかと。そういうことが、特に、この議案審議には、必要だというふうに思います。これは、それぞれ南丹市も利益を組合施行というものに対して、一定の財政的なことを考えて組合施行を選択されたし、この組合施行の区画整理事業、全く自分がこのことに参加することで損害を被るということから、この事業に参加するという同意をするということは、まずあり得ないと。何らかのこのことによって、土地が改善されて、自分の用地が良くなるとか、一定のそれぞれの思いの中で参加されたというふうに思いますので、そこの利益と、いわゆる負担のことが、やはり委員会の中で重要な審議内容になると思います。そういった意味合いで、必要に応じて委員会で求められたら、提出するということ。それは、当然、法律にも基づきますが、この案件が、それぞれの、いわゆる保証人になっていただいております住民の皆さんの、いわゆるこの土地区画整理事業へのかかわり方、そのことが、やはり大きな議論の課題になろうというふうに思います。そういった意味合いで、そのつど必要であれば提出していただきたいというふうに考えます。

それと、先ほど山内部長のほうから、いわゆる定款上のことと、いわゆる町長がなぜ理事として出てないのかという答弁をいただきましたけれども、当然、野中一二三氏は、いち個人と、野中一二三氏ということになれば、いち個人ですけれども、土地開発公社の理事、いわゆる組合長と、園部町長というものは、また異質の部分がございます。それぞれその人が責任を持つ分野、そのものも当然、その立場で変わってきようと思います。これほど大きな事業を園部町が施行される場合に、公社と町長との使い分けというものは、やはり重要なこととなります。当然、公社のほうも区画整理組合に同意書を出しておられます。そういった意味合いから、今の部長の説明では、少し十分な答弁には、なっていないというふうに思います。やはり私は、これだけ重要なことであれば、当初から、なぜ、町長が理事長としてやってこなかったのかと。そういうことは、やはりそのことが欠けてるということは、市長がおっしゃることに少し疑問を感じます。その点について、部長のほうから、再度お答えいただきます。

○議長（吉田 繁治君） 山内土木建築部長。

○土木建築部長（山内 明君） 今のご質問に対してですけれども、私の考えにつきましては、先ほど述べさせていただいた答弁と何ら変わりがございません。もともとの小山東町区域内、個人の部分については、16.7%ほどの土地を持っておられます。それ以外は、園部町であったり、船井北桑田土地開発公社の土地でありました。そういった部分で、確かに町長と公社と、使い分けというお話をされましたけれども、船井北桑田土地開発公社のメンバーというのは、それぞれの市町村がなっております。当然。そ

のなった部分から、先ほど言いましたように、公社から選任をされて小山東のほうへ役員に就任されていますので、公社という肩書は、ありますけれども、その裏は、私は、園部町があるという考え方の中で、考え方というよりもそういう事実を述べさしていただいて、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、松尾議員の質疑を終わります。

次に、2番、大面一三議員。

○議員（2番 大面 一三君） それでは、21年度南丹市一般会計補正予算（第3号）につきましての付託前質疑を行ってまいりたいと思います。内容は、小山東町土地改良区整理事業地内におけます保留地の購入についてでございます。事前に通告はしてございますので、明確な答弁を求めておきたいと思います。内容は、ご覧のとおり7項目でございます。順序を聞いてもらう人に分かりやすく、組み換えをしましたので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

一つ目につきましてはですね、今回のこの負債ですけれども、今もありましたけども、合併協では、一切論議をされていないものであります。我々、心配するのは、これと同じような性格のものがですね、ほかにも存在しないかと。隠れた負債がないかということなんですけども、その点は、いかがか、お尋ねを、まずしておきたいというふうに思います。

それと、今回の提案は、全額税金でその土地を買い取るというようなことでございます。そして、買い取って、先日の一般質問におきましては、公社の所有地も含めて、市が販売計画を持って対応していくということでの説明がございました。今後ですね、ほかの土地区画整理組合で、同じ事例が出た場合は、税金、今回と同じように、税金投入を当然、行っていくということになるのかどうかということをお尋ねをいたします。

これが前例となって、今後の事業にどんどんと適用されていくという懸念はないのかということをお尋ねをしておきたいというふうに思います。

三つ目ですけれども、9月の30日が返済期というのは更新があった3年前から分かっていたはずでございます。この間、販売の努力は、どれだけされたのかということでございます。合併後の更新だというように思うんですけども、販売されたのは、1件か、2件というように資料で伺っておりますけれども。そのあたりの状況は、どうであったのかということなんです。我々考えますのに、その最初からね、このような全額支援ありきのね、言えばですね、成り行き任せの、そんな対応であったのではないかとこのように思うわけでございますけども、いかがかどうか、伺っておきたいと思います。どうであったのか。

それとですね、京都農協への支払い期日の延長でございますけども、にかかわっての要請でございますけれども、事務レベルでは、一定、その更新というのか、支払い期日の延長をね、協議され、申し入れもされてきたというようなことをお聞きしますけれども、市長自ら、市長即ち理事長ですね、がですね、今の答弁では、先ほどの答弁では行ってないと。交渉は、行ってないと、直接は。というようなことを言われましたけど、なぜ、行われなかったのか。これはね、それこそ2億円にかかわります税金投入というような重大な問

題でありますので、市長は、理事長も兼ねておられる、そういう重大な席におられるわけですから、当然、佐々木市長はですね、理事長としても、更新の見通しをもって、更新の、やっぱり申し入れをされるべきでなかったかというように思うんですけども、どうしてそれをされなかったのか、お伺いをしておきたいというふうに思います。

それとですね、今回のこういうことでありますけれども、この間の株式会社中部開発というのがありますけれども、この中部開発には、京都銀行とか、京都信用金庫が出資をしているわけなんですね。今現在は、どうなっているのか分からんですけども、あとから説明いただきますけれども。ここへのこの支援要請とかね。ここまで、ここに至った中には、そういうその京銀やら京信さんも絡んでおられるわけですからね。その辺の支援要請は、行われたのかどうか、これは伺っておきたいというふうに思います。

それとですね、補正予算では全額税金投入ということでございますけれども、ほかの方法がなかったのかということでもあります。最初から税金投入ということで、それしか考えが浮かばなかったのかどうかもお聞きしとるんですけども。一つは、方法としてはですね、土地区画整理組合へのこの貸付金としての支出という方法もあろうかというふうに思うんですね。これは、いわゆる何て言うのかね、財務の関係の資料にも、こういう支出の方法もあるんだというようなことが例示されておりますんで、なぜ、貸付金としての援助というようなことにならなかったのか。今後、そういう検討は、されないのかどうかということもお伺いしておきたいと思います。

それと六つ目にですね、この前の説明では、今後は、実勢価格で販売をしていくと。そして、分譲価格の見直しも必要であろうというようなご説明がございました。そして、この補正が通ればですね、専門職の採用をして、その体制を作っていくんだと、そういうことも検討しているということで説明がされました。そんなことになればですね、市有地ということで、それがあればですね、既にもう購入されている方とのかかわりでね、価格、販売価格の関係で、問題化するのではないかということ懸念するわけなんですけれども、そのような分譲価格の見直し、実勢価格での販売というようなことがね、今までから取り組めたら、もうこれは、解決していたことだというように思うんですね。市有地にして、それができるのかどうかと。より困難になるんじゃないかということ指摘したいと思いますし、その辺りをどう考えておられるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

七つ目、最後でございますけれども、これは、町が支出をしております。この会社はですね、株式会社中部開発というのが存在していたわけなんです。この会社は、当時の園部町が出資をしている第3セクターでございます。調べてみますと、昭和60年頃に設立されて、平成13年頃に、何か解散か何かでしているというように思うんですけども。資料提供をこの会社について求めたんですけども、この会社にかかわるね、一切の書類がないということなんです。この会社はですね、この小山東の区画整理にかかわって、大きなかかわりがございます。ですから、この書類がないというのはね、これは全く解せん話でね、出るまで探していただきたいと。公文書でございますのでね、公文書の管理がどう

なってきたかということでもあります。この会社がどういう存在であったのかね、どういう役割を果たしたのか。市長が知っておられるところをお話、説明いただけたらというように思います。

また、どのような実績があったのか、このね、思います。そして、現在は、どうなっているのかということ、ご説明をお願いしたいというふうに思います。

なお、いずれにいたしましても、全くこの株式会社中部開発にかかわる説明資料というのか、資料請求したんですけども、資料が全く議会に届けられておりませんので、今後、探していただくとともにですね、市長が知っておられる範囲の中部開発のことを、説明を求めたいと思います。

以上です。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、ご答弁を申し上げます。私のほうも順番が前後するかも分かりませんが、ご理解をいただきたいと思います。

まず、現在の債務額でございますけれども1億9,556万3,000円。この土地区画整理組合関係について、ほかに債務はございません。そのほかというのを含めて、これ以外のことで債務があるということは、承知しておりません。ほかの事業で、市の関係ということですね。そういう意味ですね。ございません。

次に、この同じような、いわゆる対応ということ、ほかの組合においても生じた場合行うのかということでもございましたが、先ほど来、先般来、ご説明申し上げておりますとおり、この小山東町区の事業につきましては、昭和54年の団地開発計画案から63年の建設省よりの指定を受けた生涯学習の村まで、構想計画は進めてまいりましたが、それを旧園部町開発を進める上での手法変更により、組合施行による整理事業としたものでございますので、このことは、ほかの組合施行で実施されております事業とは、大きく異なるものでございますので、現時点において同じような対応ができるものはないというふうに考えておるところでございます。

また、この販売の推進につきましては、当初からでございますけれども、57区画ありましたうち、44区画につきましては、販売をされました。現在、13区画が残っておるのが現状でございますけれども、保留地の販売につきましても、土地区画整理組合と園部町、合併後の南丹市、連携をしながら、ずっと進めてきた事業でございます。それぞれが努力をいたしてきたところでございます。ただ、昨今の状況の中で、なかなか販売が進まなかったというのも事実でございます。

次に、金融機関に対する状況でございますけれども、先ほども松尾議員に対するご答弁でも申し上げましたとおり、市において、この事務局をもって対応をしてきたところでございます。それぞれ条件等につきまして調整をとりながら、私も当然、その中に入りまして、調整もやってきたわけでございますけれども、直接、私が先方に出向いてま

では、しておりませんが、常に市としての対応をしてきた中で、返済期日の延伸についての、延伸はできないということは、どうしても変えることは、できないということでございましたので、こういう対応になったところでございますので、ご理解を賜りたい、このように存ずる次第でございます。

次に、前後いたしますけれども、この実勢価格での販売ということでございますけれども、実勢価格、即ちこの価格というのは、その時点におけます適正な価格ということでございますので、当然、この決定につきましては、土地鑑定評価等の諸手続きを行い決定していくことから、問題が生じないというふうに考えておるところでございます。また、株式会社中部開発の問題につきましてお話がございましたが、これは当初、昭和63年、先ほども申しました生涯学習村の整備計画によりまして、園部町が開発を行うべく用地買収を進められてまいりました。財源確保から債務負担行為により、当時の船井北桑田地区土地開発公社が用地買収を進めることになったわけでございますけれども、この用地買収を進めましたのが株式会社中部開発でございます。当時の開発計画として生涯学習施設、住宅の建設についてもこの会社が行い分譲するという計画で進められておりましたが、この計画自体が先ほど申しましたような土地区画整理事業への変更となったために、この地域での関係というのは、なくなったということでございます。こういった中で、この中部開発の出資でございます金融機関への支援要請についてはございますけれども、ただいま申しましたような土地区画整理事業前の形の中でかかわっておった会社でございますので、かかわりがこの土地区画整理事業会社はなくなっておりますので、関係がございません。そういったことから、中部開発ということに絡みましての支援要請は、今日まで行ってないというのが現状でございます。なお、この貸付金という形で違う方途での対応はできなかったのかということでございますけれども、私どもは、この貸付金を行うと。新たに行うということになりますと、この事業における課題を先延ばしにすることだけになりますので、このことについては、当初より検討しておりませんので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（吉田 繁治君） 大面議員。

○議員（2番 大面 一三君） それでは、質問してまいります。再質問してまいります。

ほかにも隠れた負債っていいのか、借金はないんかと、このような内容のあれはないんかということを質問したんですけれども、一切ないというようなことでございました。聞き及びますところですけども、内林とか、そして今は、今度は、吉富がね、行われます。内林の関係も進んできておりますけども、保留地も半分程度しかね、販売されてないというようなことを聞き及んでいるんですね。そういうことを聞いておりますのでね、ここで、再度確認をしたわけでございますけども、まして、あれですね、今後、内林とか、吉富でこんなことは、対応されないということで、先例にはならないということで、そして、それと30日の返済期、3年前から分かっていたはずであります。なぜ、この我々議会が聞

いたのはですね、1カ月前の8月でしたよね。3年前からこういう事態があつてですね、なぜ、議会にそれらしきことも報告もされなかったのかということでもあります。どうしてであつたのかお聞きしておきたいと思います。

それと、農協へのね、支払い期日の延長のね、申し入れ。事務レベルのところ、JAがどうしてもできないというようなことであつたので、言っていないというようなことでありましたけども。双方の長がですね、であるその市長がね、佐々木さんがですね、これ言ってもらったら解決したかも分かりませんわね。今まで何回かそういう形で更新をされてきてるわけですからね。ですから市長、佐々木さんは、理事長でもありますので、その努力をしてもらわないとね、その職の職責を果たしておられないというふうになるんじゃないかと。2億円の税金を投入する重大な機会ですのでね。そう思うわけでございますけれども、いかがか、再度お尋ねを。

当然のこのように言われましたので。もう事務レベルでどうしてもできないというようなこと。そんなことでもあります。どうして、どうしてというのか、今後その意志がないのかどうかお尋ねをしておきたい。一言言うてもらったらええんです。もう貸さないちゅうことになったら、それはそれだけのことでですけども、貸そかということになるかもしれん。努力はしてもらわんとね。ほかに、ほかの者が代わって、そのことはできないわけですから、その辺りの決意も含めて聞かしていただきたいというふうに思います。

それと、補正予算で税金、全額税金投入ということで保留地を購入するということでもありますけれども、今、私が提案してもらっているのは、貸付金での組合への貸付金ということで、組合で運営をしていくと引き続きね。完売できるまでということなんですけども、これについては、市長は、課題を先延ばしにするだけだというようなことでもありますけれども、これは余計にね、私は、思うには先延ばしするだけのことだというふうに思いますよ。先ほども申し上げました販売価格の関係ではね、市となれば、今までの購入者の関係がありますので、何て言うのかな、民間的な動きはできないであろうと思います。ですから組合でね、そうした対応をしていただくと。ワンクッション置いていくということがね、ベターだというふうに思います。こういうことになりますとね、自治体が不動産業を営むと。これは、当然のこのようになってきますのでね、これは、もうこういう状況は避けるべきだということでもあります。ですから、今度の予算はね、この購入というようなことはね、もう最後の最後の手段だということをおし上げておきたいというふうに思います。検討されることはないか、それだけをお聞きしておきしておきたいと思います。検討に値することではないかということで、どうかということで、市長の意見を聞いておきたいと思います。

それと、話が戻るみたいな感じですけども、実勢価格で販売、分譲価格の見直し、これには問題ないんだということですけども、そしたら今までですね、その実勢価格、分譲価格の見直しをしてね、売れる実勢価格に合わすと、売れる価格にして販売できたら良かったんですね。それは、されてないから売れてないちゅう部分もありますわね。区画が広

いという部分もありますけども、3,000万円近い土地をやね、購入するということに問題があるわけ、価格に問題があったわけですけどね。それからこれもやね、その問題がないとされるというのはね、解決にこういう形で問題とないという認識はね、改めてもらわないと、というふうに思います。購入して分譲価格をどれぐらい下げる、下げられると。今でも7割から6割に近い実勢価格じゃないですかね、この価格と販売価格と。3割、4割も下げられるというようなことになるのかどうか、お尋ねをしておきたいと思います。

それと、最後に言いました株式会社中部開発でございますけれども、これ先ほど、これ市長がですね、全く今度の保留地にはかかわりはないというようなね、言い方をされましたけどもね、この中部開発は、平成13年までやってるんですね、多分、これは、資料がないんで分らないですけど、私の調べたところによりますと、13年と言いますとね、その前年にね、最高の額の土地を売ってるんです。9億6,819万円というね、これ年間に調べていきますと最高の額ですわ。その翌年にね、6,360万円と落ち込んどるんですね。そして、さかのぼりますけども、その2年前には、2億2,287万円というようなことね、解散されるまでは、この中部開発がなくなるまでは、多分ここにかかわっておられる思う。全く関係ないからということはないだろうと思います。説明にもですね、保留地の販売等にかかわっていくんだというようなことがね、この会社の趣旨にもあったというふうに思うんですね。今、資料で読み上げたらええんですけども、そのあれもない、ありませんけども、十分に深くこの中部開発はかかわっておられますのでね、ですからどのような役割を果たして、どのような利益をあげられたのかというところはね、これはもう一番重要な関心事でありますし、このことぐらいの不透明なままでやね、終わらしてならんというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それと中部開発とこの組合の中でね、何らかのこの文書がね、交わされていると思うんです。当然そのね、組合の中の土地を販売していくわけですからね、そうでないと中部開発そのものはね、事業計画立たないわけですね。だからそういうところではやね、何らかの文書があるはずですよ。これは、今、中部開発の文書は全くないと言われてましたけども、組合のほうにね、双方何か交わしておられたら片っぽにはあるはずですから、その辺りの文書も含めて調査をしていただきたいというふうに思います。

それとですね、私も今ありました60年から13年解散というようなことがありましたけど、過去の園部町の決算を見て調べたんですけども、調べて分かったんですけども、市のほうもですね、市の議会での議論や、議論ちゅうのかね、審議の中での議事録等もあろうかというふうには思いますので、そういうものも、なければですよ、引き出しながらですね、全体を報告願ひたいというふうに思います。

それと、法務局には、今、解散していれば閉鎖登記簿というのが、当然、今、あろうというふうに思いますので、ぜひともこれは、法務局へ行っていただいて、上京へ行かんととれないということらしいですけども、ぜひとも当局のほうで資料を提示願ひたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（佐々木 稔納君） ただいまご質問のあった中で、金融機関に対しまして、期日返済についての交渉を行っていかなかったのかということでございますけれども、私も市長として理事長就任以前より、その状況については、逐次報告を受けながら相手方との交渉に対しての様々なやりとりをしてきたところでございますけれども、こういった中で、いわゆる期日の延伸等を行う中でのお話の中で、これ以上、9月30日以上の延伸はできないという旨を、何度も対応いたしましたができなかったということで、最終期限としてこの時期を定めざるを得ないというふうな状況になったところでございます。市長としても、また、理事長就任以来も、この責務ということにつきましては事務局を中心に、私自身も責任者として対応を行ってきたところでございます。

また、実勢価格等問題につきましてご質問がございましたが、先ほども申しましたとおり、十分な土地鑑定評価等を行う中で、問題なく売却ということもできるのは、当然でございますので、ご理解を賜りたいというふうに存する次第でございます。

また、分譲価格の問題でございますが、これ土地鑑定評価、もう一度きちっとしたような形でしなければなりませんので、現時点においての憶測ということではできないわけでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、中部開発株式会社の問題でございますけれども、先ほど資料請求したのに何もないじゃないかというようなことで、大変遺憾に存じております。ただ、先ほどこの区画整理組合とのかかわりにつきましては、先ほどご答弁申したとおりでございますので、資料等につきましては、できる限り調整をいたしまして、提出できるような取り組みをやっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、中部開発の関係につきましては、担当部長のほうから答弁をさせます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田 繁治君） 山内土木建築部長。

○土木建築部長（山内 明君） 資料も確かに求められておりまして、随分、書庫へ入ったわけですが、中部開発そのものの資料は、今の段階で見つかってございません。ただ、区画整理等々の書類の中から、中部開発がどういう会社であったかというのが出てきた部分について、今まで中部開発は、こういう会社ですよという説明をさせていただきました。もう一度、確認をさせていただきますと、当時ですけれども、園部町は、区画整理じゃなしにまちづくり、定住促進のためのまちづくりという部分の中で、住宅開発をしようというふうにしてました。そのときに、単にこれは面整備だけじゃなしに、そこでは、建物も含めて、建てて販売していくと、こういう会社を中部開発ということで、これについては、もう少し資料がないとはっきり言えませんが、園部町、園部農協、あるいは京都銀行、京都信用金庫等々こういったところが出資をして、設立をされた第

3セクターであるというふうに調べております。ただ、これと関係してですけども、全く関係ないとは言い切れませんが、実は、今、議論にされてない部分で、区画整理を立ち上げてできた土地を販売するために、実は作られたものが、都市開発財団というのがあります。これが区画整理の保留地を販売するのに奮闘された第3セクターでありますので、当然にして、私は今も言いましたように、中部開発というのは、区画整理に移行するまでに、そういった部分で大きく役割を果たしてきた。それ以後、区画整理後ですけども、それを保留地を販売促進をするために、大きく力をふるっていたのが都市開発財団であるというふうに思っています。

また、資料につきましては、市長も言いましたけど、再度、確認をして、少しでもあれば、それは、提出はさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（吉田 繁治君） 大面議員。

○議員（2番 大面 一三君） そしたら、今、資料がないということございますので、極力探していただいて、最低ですね、今申し上げました閉鎖登記簿は取り寄せていただきたいと申しておきたいと思えます。

そしたら、都市開発財団のね、というのが販売促進にあたったというようなことでありますけれども、この都市、いわゆるこういう事業は保留地をいかに早く売って現金化して、その運営資金を作っていくかということにあらうかというふうに思うんですね。それが、その何ぼですか、13区画がね、残って、なぜ、それが解散されてるのか、早々とね。それは、その辺りはどうであったのか、経過を聞いておきたいというふうに思えます。そのときに土地開発財団がですね、保留地をやね、販売する義務はなかったのか、その辺りですね、お尋ねします。

○議長（吉田 繁治君） 山内土木建築部長。

○土木建築部長（山内 明君） 都市開発財団につきましては、元々無秩序な宅地開発を防止するという、また、都市基盤施設の整った健全な市街地の形成を目指して、良好な住宅の供給を行うことを通じて、良好なまちづくりを進めるということを目的にして財団は設立をされております。財団につきましては、70区画を7億4,000万円で購入をし、そのあと、55区画を販売をしております。実は、このときに一定の債務は返済をしております、なぜ、あと解散をしたかといいますと、実は、その当時ですけども、財団が設立をしたときに予見できなかったことというのは、この平成18年の1月1日に4町が合併をします。この合併をするということが予見できなかったということが一つでありまして、当時の3月13日の合併協議の、合併の調印式、合併の条件として、旧町にかかわる第3セクターをできる限り整理をしていこうと、こういう申し合わせというか、協議の中で、この財団は解散を、その役目を一定終えて、解散をしたというふうに記されております。

以上です。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、大面議員の質疑を終わります。

ほかに特に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田 繁治君) ないようですので質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第102号から議案第113号まで、及び議案第125号につきましては、お手元配布の議案付託表その1のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第3 議案第114号から議案第124号まで

○議長(吉田 繁治君) 日程第3「議案第114号から議案第124号まで」を一括して議題といたします。

質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田 繁治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第114号から議案第124号まで、平成20年度各会計決算につきましては、議長及び監査委員を除く全議員を委員とする決算特別委員会を設置し、付託をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田 繁治君) 異議なしと認めて、さよう決めます。なお、議員申し合わせにより、決算特別委員会の委員長には副議長の八木眞議員、副委員長には総務常任委員会委員長の面村則夫議員にお世話になることといたします。ご苦労さんですがよろしくお願いたします。

日程第4 請願審査について

○議長(吉田 繁治君) 次に、日程第4「請願審査について」を議題といたします。

本定例会に受理いたしました請願は1件であります。

お諮りいたします。

お手元配布の文書表記載の委員会に付託することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田 繁治君) 異議なしと認め、さよう決めます。

○議長(吉田 繁治君) 以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

次の本会議は、9月25日に再開をいたします。

本日は、これにて散会をいたします。

ご苦労さんでした。

午後2時44分散会
